

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月26日

【事業年度】 第25期(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (百万円)	30,564	30,950	34,401	42,890	56,085
経常利益又は経常損失 (百万円)	2,438	795	593	410	1,721
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	5,020	379	571	275	1,214
包括利益 (百万円)	5,210	624	571	336	1,568
純資産額 (百万円)	5,413	8,109	8,652	10,690	12,187
総資産額 (百万円)	24,157	22,235	22,168	24,301	28,141
1株当たり純資産額 (円)	79.44	110.60	118.31	131.37	139.38
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	76.94	5.50	8.00	3.69	15.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)		5.28		2.52	10.42
自己資本比率 (%)	21.5	35.5	38.1	41.6	39.0
自己資本利益率 (%)	64.6	5.8	7.0	3.0	11.5
株価収益率 (倍)		94.5		149.6	31.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	202	1,553	1,276	2,942	3,336
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,399	389	1,529	1,247	4,569
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,026	1,557	1,354	612	160
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,584	7,094	5,690	6,759	5,787
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,161 (177)	1,009 (169)	967 (158)	996 (198)	1,079 (211)

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第21期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 第21期、第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (百万円)	6,973	6,632	7,012	7,215	8,442
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,659	732	458	586	465
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	4,579	1,106	517	798	202
資本金 (百万円)	3,703	4,756	4,756	5,467	5,719
発行済株式総数 (株)	68,043,800	74,146,800	74,146,800	79,563,593	81,463,593
純資産額 (百万円)	4,310	5,288	6,116	8,554	9,416
総資産額 (百万円)	20,477	19,354	19,988	19,956	22,404
1株当たり純資産額 (円)	64.47	73.18	85.58	105.59	106.72
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	70.18	16.04	7.23	10.70	2.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				7.31	
自己資本比率 (%)	20.6	27.0	30.6	40.7	37.5
自己資本利益率 (%)	71.0	23.4	9.1	11.2	2.4
株価収益率 (倍)			31.7	51.6	
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	513 (15)	479 (10)	449 (7)	440 (7)	478 (8)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	35.9 (103.1)	69.6 (131.3)	30.7 (129.4)	73.9 (162.7)	65.2 (204.3)
最高株価 (円)	994	607	571	765	582
最低株価 (円)	176	229	147	219	386

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
第22期、第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
また、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 第21期、第22期、第25期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 最高株価および最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1999年 7月	化粧品に関する消費者情報をデータベース化し、企業の各種マーケティング活動を支援することを目的として、有限会社アイ・スタイル（東京都世田谷区）を設立
1999年12月	インターネットのコスメ情報ポータルサイト「@cosme（アットコスメ）」をオープン
2000年 4月	株式会社アイスタイルへ組織変更
2000年 6月	化粧品メーカーへの各種マーケティング支援サービスを本格始動
2000年 7月	「@cosme」において広告枠の販売を開始し、メディア事業の運営を開始
2000年12月	本店を東京都渋谷区へ移転
2002年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの運営するi-modeの公式サイトとして「i-mode版@cosme」をオープン 化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com（コスメ・コム）」（現 @cosme SHOPPING）をオープンし、EC事業の運営を開始
2005年 4月	本社を東京都港区に移転
2007年 3月	店舗支援業務で提携をしていた株式会社たしる薬品出資の株式会社コスメネクスト（現 株式会社アイスタイルリテール）、ルミネエスト新宿に「@cosme STORE（アットコスメストア）」第1号店をオープン
2008年 1月	転職・求人サイト「@cosme CAREER」をオープン
2008年 2月	EC事業を目的として株式会社コスメ・コムを設立（現 株式会社アイスタイルリテール） 「@cosme STORE」の運営会社である株式会社コスメネクスト（現 株式会社アイスタイルリテール）に資本参加し連結子会社化、店舗事業の運営を開始
2010年 1月	コスメ情報ポータルサイト「@cosme」のPCサイトを、より幅広く女性の美容をサポートする「美容系総合ポータルサイト」へとリニューアル
2010年 9月	株式会社コスメネクスト（現 株式会社アイスタイルリテール）を完全連結子会社化
2010年12月	i-mode版「@cosme」にて有料サービスであるプレミアム会員サービスを開始
2012年 3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年 5月	海外展開の本格化を目的として、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現 istyle China Corporation Limited）を設立 「ispot」の運営会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズに資本参加し連結子会社化
2012年 8月	シンガポールにistyle Global (Singapore) Pte. Limitedを設立
2012年10月	中国にistyle China Co., Limitedを設立
2012年11月	インドネシアにPT. Creative Visions Indonesiaを設立
2012年11月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2014年 7月	ビューティー・トレンド・ジャパン株式会社の全株式を取得
2014年11月	投資育成事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルキャピタル（現 株式会社アイスタイル）を設立
2014年12月	海外向け化粧品卸売事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルトレーディングを設立
2015年 5月	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを完全連結子会社化
2015年 7月	株式会社アイスタイルキャリアを設立
2015年 9月	株式会社メディア・グローブの株式を取得し連結子会社化 PT. Creative Visions Indonesiaの全株式をエキサイト株式会社に譲渡
2016年 3月	株式会社ISパートナーズを設立
2016年 7月	株式会社istyle makers設立準備会社（現 株式会社アイスタイルトレーディング）設立
2016年 9月	株式会社Eat Smartの株式を取得し連結子会社化 株式会社ユナイテッド・コスメの株式を取得し連結子会社化
2016年10月	istyle Retail(Hong Kong) Co., Limitedを設立
2017年 5月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を取得し連結子会社化 i-TRUE Communications Inc.の株式を取得し連結子会社化
2017年 7月	MUA Inc.の株式を取得し連結子会社化 株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併
2018年 1月	株式会社アイスタイルウィズを設立
2018年 4月	istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを設立
2020年 1月	東京原宿に大型旗艦店「@cosme TOKYO」をオープン
2020年 4月	株式会社アイスタイルが株式会社アイスタイルキャピタルを吸収合併 株式会社アイスタイルトレーディングが株式会社アイメイカーズを吸収合併
2021年 1月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の全株式を譲渡
2021年 7月	株式会社コスメネクストが株式会社コスメ・コムを吸収合併。社名を株式会社アイスタイルリテールに変更
2021年 8月	Glowdayz, Inc.の株式を取得し連結子会社化
2022年 4月	市場再編に伴い東京証券取引所プライム市場へ市場変更 株式会社Eat Smartの全株式を譲渡
2022年 8月	Amazon.com, Inc.及び三井物産株式会社との資本業務提携
2023年 9月	大阪梅田に大型旗艦店「@cosme OSAKA」をオープン
2024年 2月	トレンダース株式会社と資本業務提携し持分法適用関連会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社18社及び関連会社で構成されており、「@cosme」の運営により構築した事業基盤をプラットフォームとして確立し、化粧品・美容業界に特化した業界横断型のサービスを展開しております。

[主要連結子会社]

(株)アイスタイルリテール、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Over The Border、(株)istyle me、istyle China Co., Limited、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.

上記以外に、連結子会社が4社あります。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。なお、25期からセグメント名称及びマーケティング支援事業（旧On Platform事業）に計上してありましたBtoC課金サービスをその他事業に変更しております。

(1) マーケティング支援事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤とした、化粧品ブランド向けの広告ソリューションが属しております。

(2) リテール事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme SHOPPING」の運営、化粧品専門店「@cosme STORE」や大型旗艦店「@cosme TOKYO」等の運営が属しております。

(3) グローバル事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

(4) その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業や、ユーザー向けBtoC課金サービス、並びに創業間もない企業も含め幅広いステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

[事業系統図]



上記以外に連結子会社が4社あります。関連会社については記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイスタイルリテール (注) 3、6	東京都港区	95百万円	リテール事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付 プロモーションサービスの仕入
(連結子会社) 株式会社アイスタイルトレーディング	東京都港区	50百万円	グローバル事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイルキャリア	東京都港区	51百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社ISパートナーズ	東京都港区	30百万円	マーケティング支援事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 制作・運営・編集業務の委託 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社メディア・グループ	東京都港区	10百万円	マーケティング支援事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 広告サービスの代理販売 PR活動の外注 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社Over The Border	東京都港区	30百万円	グローバル事業	78.4	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社istyle me	東京都港区	10百万円	マーケティング支援事業	80.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) istyle China Co., Limited	中華人民共和国	70百万円	グローバル事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向
(連結子会社) istyle Global (Singapore) Pte. Limited (注) 3	シンガポール	(現地通貨) 41百万シンガポールドル	グローバル事業	100.0	役員の兼任 資金の貸付・借入 株式の売買
(連結子会社) istyle Global (Hong Kong) Co., Limited (注) 5	香港	(現地通貨) 26百万香港ドル	グローバル事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited (注) 3、7	香港	(現地通貨) 107百万香港ドル	グローバル事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 従業員の出向

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) i-TRUE Communications Inc.	台湾	(現地通貨) 新台幣 35,575,000 元	グローバル 事業	80.1	役員の兼任 資金の借入
(連結子会社) MUA Inc.	米国	(現地通貨) 1,800,200 米ドル	グローバル 事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) Glowdayz, Inc.	韓国	(現地通貨) 67百万 韓国ウォン	グローバル 事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
(連結子会社) その他4社					
(持分法適用関連会社) 株式会社iSGSインベスト メントワークス	東京都港区	10百万円	その他事業	34.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社) LIME株式会社	東京都港区	90百万円	マーケティング 支援事業	37.9	
(持分法適用関連会社) トレンドーズ株式会社 (注)4、8	東京都渋谷区	630百万円	マーケティング 支援事業	30.6	役員の派遣 広告サービスの販売

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券報告書の提出会社であります。

5 istyle Global (Hong Kong) Co., Limitedについては、当連結会計年度にistyle China Corporation Limitedから名称変更しております。

6 株式会社アイスタイルリテールについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高	43,269百万円
経常利益	2,384百万円
当期純利益	1,716百万円
純資産額	3,842百万円
総資産額	11,161百万円

7 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limitedは、当連結会計年度に資本金を18百万香港ドルから107百万香港ドルに増資しております。

8 当連結会計年度にトレンドーズ株式会社の株式を取得したことにより、当連結会計年度末において持分法の適用範囲に含めております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティング支援事業	454 (18)
リテール事業	348 (147)
グローバル事業	115 (32)
その他事業	32 (9)
全社 (共通)	130 (5)
合計	1,079 (211)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
478 (8)	35.0	5年3ヶ月	6,690

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティング支援事業	338 (2)
グローバル事業	1 (-)
その他事業	9 (1)
全社 (共通)	130 (5)
合計	478 (8)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
55.4	100.0	72.4	73.1	154.4

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）

の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

名称	当事業年度				
	管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
㈱アイスタイルリテール	100.0	対象者なし	117.2	109.4	179.5

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、市場に最適な仕組みや価値観＝“style”を創造し続けるべく、「生活者中心の市場の創造」をビジョンに掲げ、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」のサイト運営を1999年に開始し、今では国内女性人口の3分の1を超える月間ユーザーに使っていただけるほど、多くの女性に支持されてまいりました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に多様な事業を展開しており、メディアのみならずEC運営・店舗運営・人材サービスなどを含むコスメ・美容業界に関する総合的なプラットフォームとして成長してまいりました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化するなか、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に 대응していくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

当社グループが提供する総合的なコスメ・美容業界特化型プラットフォームの質を高め、領域を広げることで海外も含め事業を拡大することを目指しております。そのため、以下の事項を事業展開における主要な課題として認識し、取り組んでおります。

1. サービス間の連携による提供価値向上

メディア・ECのデジタル領域からリアル領域の化粧品専門店の運営をはじめとして多岐に渡る事業を展開しており、これらのサービスを総合的に提供することでシナジーを醸成し、お客様やブランドとの接点を増やしてまいりました。今後は、さらにサービス間の連携を強化し、より多くのお客様/ブランドにサービスが提供できるよう取り組みを強化してまいります。

2. 経営資源の再配分と生産性の最大化

中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。それに伴い一部事業の整理・撤退等を行い、経営資源を収益性の高い事業へ集中し、生産性の最大化を目指してまいります。今後も事業環境は様々に変化していくと思われませんが、都度柔軟に対応してまいります。

3. 海外戦略の見直し

近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴う美容関連市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等の要因により大きな影響を受けました。引き続き海外展開は中長期視点で必要であると考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

4. 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業が拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

5. 生活様式変化への対応

今後も新型コロナウイルス等の疫病や大規模な自然災害の発生により、社会全体において生活様式の変革が起こる可能性があります。生活者のコミュニケーションや購買行動に大きな変化が起こる場合には柔軟かつ機動的に対応し、都度状況に合った新しい体験価値の提供を進めたいと考えております。また、就業環境におきましても働き方が多様化しているなか、従業員や業界で活躍する美容人材が業務パフォーマンスを発揮できる制度・環境を整備することで、事業を継続的に成長できるよう対応してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

1. サステナビリティ全般

(1) 戦略

アイスタイルが目指すサステナビリティ

アイスタイルは、「生活者中心の市場の創造」をビジョンとして掲げ、生活者視点で未来のあるべき姿を捉え、あらゆるステークホルダーと好循環を生み出すことで生活者を軸とした市場の創造を目指しています。そのため、創業時より“生活者と化粧品メーカー・ブランドを適切につなげること”に尽力してまいりました。

アイスタイルが起業した1999年は、マスメディアでの一方的な情報発信がまだ多かった時代でした。デジタルを活用した正しいコミュニケーションの在り方を目指して、生活者のニーズとメーカーのずれ違いを解消することをテーマに、生活者の声であるクチコミを集めて市場に反映する仕組みとして、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」を立ち上げました。

生活者は、情報が増えすぎて何が正しく何を信用すべきか分からない。

ブランドは、情報接点が複雑化したため生活者に情報が伝えられない。

これらを解決するため、情報が氾濫するデジタル社会における不変的な価値として、中立的なプラットフォームを中長期で維持していくことがアイスタイルの目指すサステナビリティです。

そして、そのサステナビリティの中核を成すのが、中立な場である“プラットフォーム”、健全なコミュニケーションを促すステークホルダーとの“パートナーシップ”、これらを推し進める心臓部となる“人材”、活動の土台となる“ガバナンス”の4つです。これらの要素がアイスタイルの根幹を支える価値であるため、マテリアリティとして注力しています。

マテリアリティ

a. 信頼されるプラットフォーム

「@cosme」は、情報であるクチコミを扱うサイトであるため、生活者やメーカーから信頼を得ることが必要であると認識しています。生活者の声を正しく・効率的に市場へ届けるためには、健全で中立なコミュニティの運営、情報セキュリティ、それらを支えるITなどが不可欠です。これからも安心してご利用いただけるプラットフォームの構築を目指します。

b. パートナーシップによる共創

ビューティー領域において、生活者やブランドをはじめとした多くのステークホルダーと共に、事業を通じてサステナビリティへの意識醸成や循環型社会に向けた取り組み等を共創することによって、サステナブルな社会に向けて貢献します。

c. 人材のエンパワーメント

企業の心臓部である人材の重要性は、少子高齢化が進む日本社会において今まで以上に増えています。人が成長するためには、成長したいと思える意欲・働き方の選択肢が充実したワークライフバランスの整った環境が必要です。その上でアイスタイルでしか築けないキャリア（複数事業によるシナジー）で成長を加速させ、最終的には業界を牽引するような新しい価値を創出するリーダーの育成を目指しています。結果として、これらの取り組みが企業価値の向上に繋がるものと考え、人の成長にコミットしてまいります。

d. ガバナンスの充実

経営の健全性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社グループが環境変化の著しいIT業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識しております。また、企業だけでなくメディアやプラットフォームとしての健全性にも注力しています。

アイスタイルはこれからも生活者の声を市場に反映するだけでなく、メディア・EC・店舗などを通じて様々な出会い方をアップデートすることで、化粧品業界の発展や持続可能な社会に貢献してまいります。

マテリアリティ	具体的な取り組み
a. 信頼されるプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・健全で透明性の高いサイト運営（24時間監視でクチコミを全件チェック等） ・広告出稿に左右されない公正中立なランキングロジック ・正しく情報を伝えるための広告掲載ガイドラインの遵守 ・安心してご利用いただくための情報セキュリティ強化
b. パートナーシップによる共創	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル情報の専門メディア「@cosme BEAUTY HOOD」によるユーザーへの意識啓発 ・サステナブルアクションの提示（認知から行動へのステップアップ） ・プラットフォームを横断したブランドとの施策（イベント・リサイクルボックス等）
c. 人材のエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ・成長したい人とチャレンジを促す文化の醸成 ・ワークライフバランスの整った職場環境の構築 ・複数事業を横断した成長機会の創出 ・DXを取り込んだ新しい価値創造リーダーの育成
d. ガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンス（役員の独立性やダイバーシティ促進等） ・コンプライアンス（従業員教育や啓蒙によるリテラシー向上・通報窓口の設置等） ・メディアの健全性に関する協議・審査機関である「メディア倫理委員会」の運営

(2) ガバナンス・リスク管理

アイスタイルはサステナビリティの推進を経営課題の1つとして捉え、代表取締役社長直下に全社横断の組織であるSUSTAINABILITY推進委員会を設置し、取締役副会長兼CFOを責任者として任命しています。同委員会にて全社的なサステナビリティに関する活動の推進・管理を行っております。

SUSTAINABILITY推進委員会および各事業部の責任者で開催される月次定例会にて、サステナビリティに関する機会とリスクを把握し、適宜評価・管理を行ったうえで経営課題となり得るものをグループ経営会議を経て取締役会に報告しております。

(3) 指標及び目標

「人的資本、多様性に関する事項」については2.の(1)戦略・指標及び(2)目標、「気候変動対応」については3.の(4)指標及び(5)目標を参照。なお、他マテリアリティに関する指標等は精査中です。

2. 人的資本、多様性に関する事項

(1) 戦略及び指標

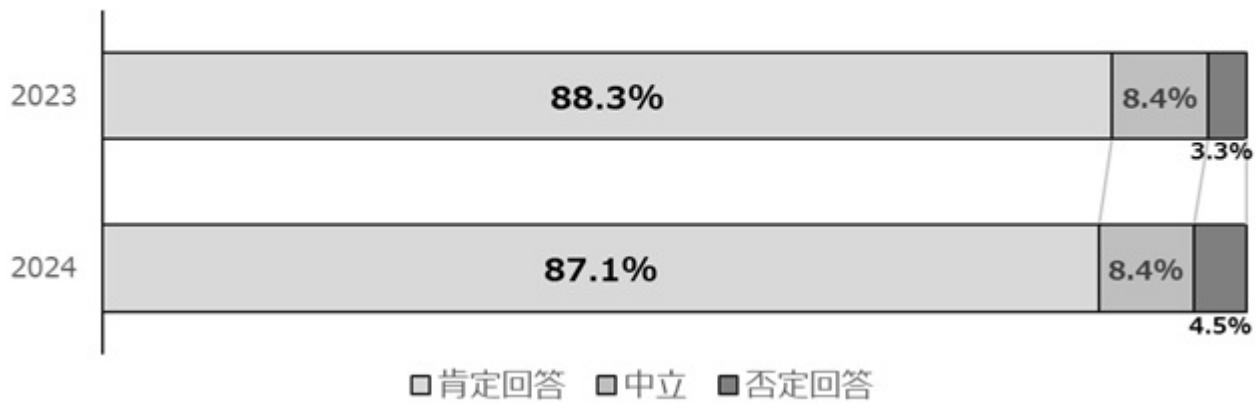
当社では、これからも事業を成長させ企業価値を高めるためには、人の成長を促し、成長意欲の高い人々から選ばれる企業であることが不可欠と考えております。「Beautyの世界をアップデートしながら多くの人を幸せにしよう」というミッションの達成に向けて、従業員自らのチャレンジを促進させ、個人の活躍を後押しし、働き方の多様性・柔軟性を高めることで、化粧品業界を牽引するリーダーの育成に注力してまいります。

なお、人を成長させる上で重要なテーマを以下の4つに分け、課題や対策、これらの進捗を表す指標を整理しました。

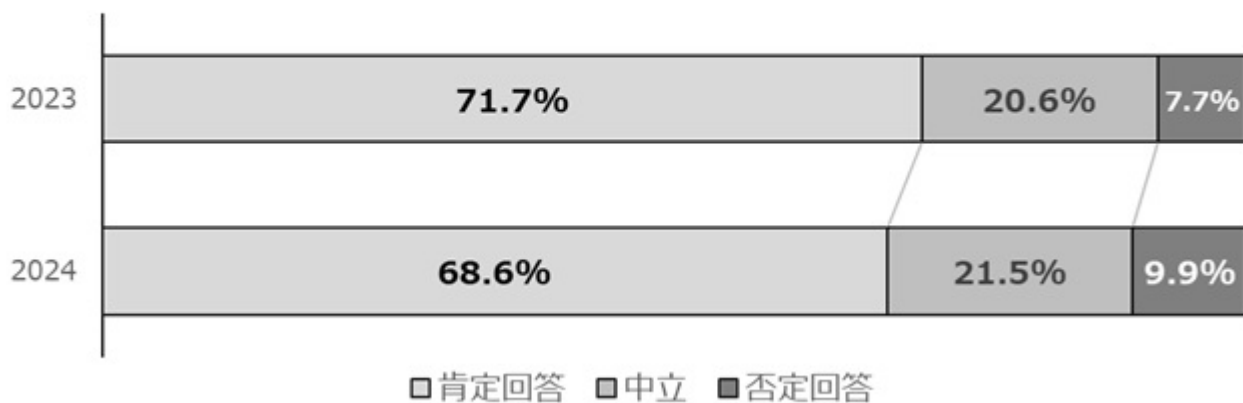
成長を感じチャレンジしたいカルチャーの醸成

人が成長するためには、従業員本人のチャレンジする意欲と、それを促す環境が必要であると考えています。本取り組みにおける実態を把握するべく、従業員に対して“そう思う”から“思わない”までの5段階評価に分けた意識調査を前連結会計年度に引き続き実施しました。

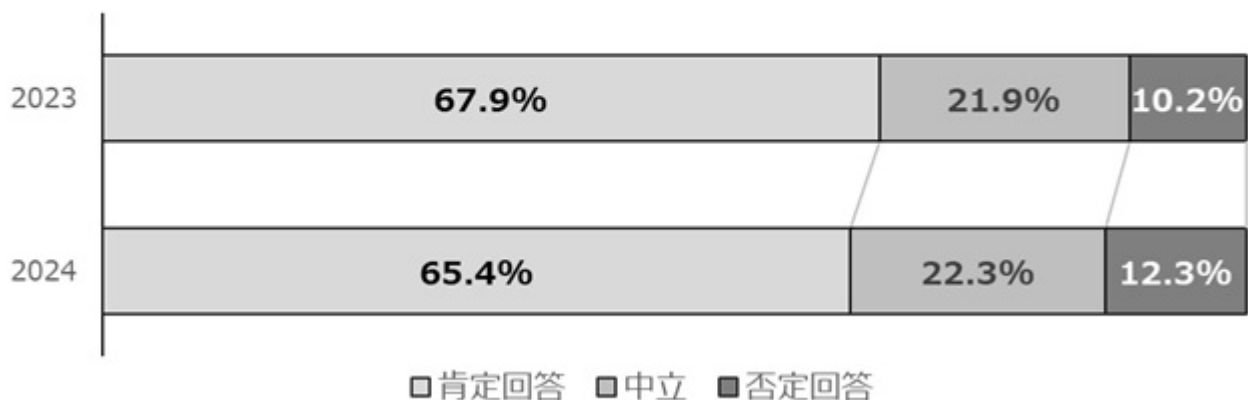
(a) あなたは、これまでよりも広く新たな領域にチャレンジしたり、
そのためのスキルを身に付けていきたいと思いませんか？



(b) あなたは、アイスタイルグループにはチャレンジを推奨する
環境・風土が整っていると思いませんか？



(c) あなたは、今よりも責任が大きい業務や管理職を
オファーされたら、チャレンジしたいと思いませんか？



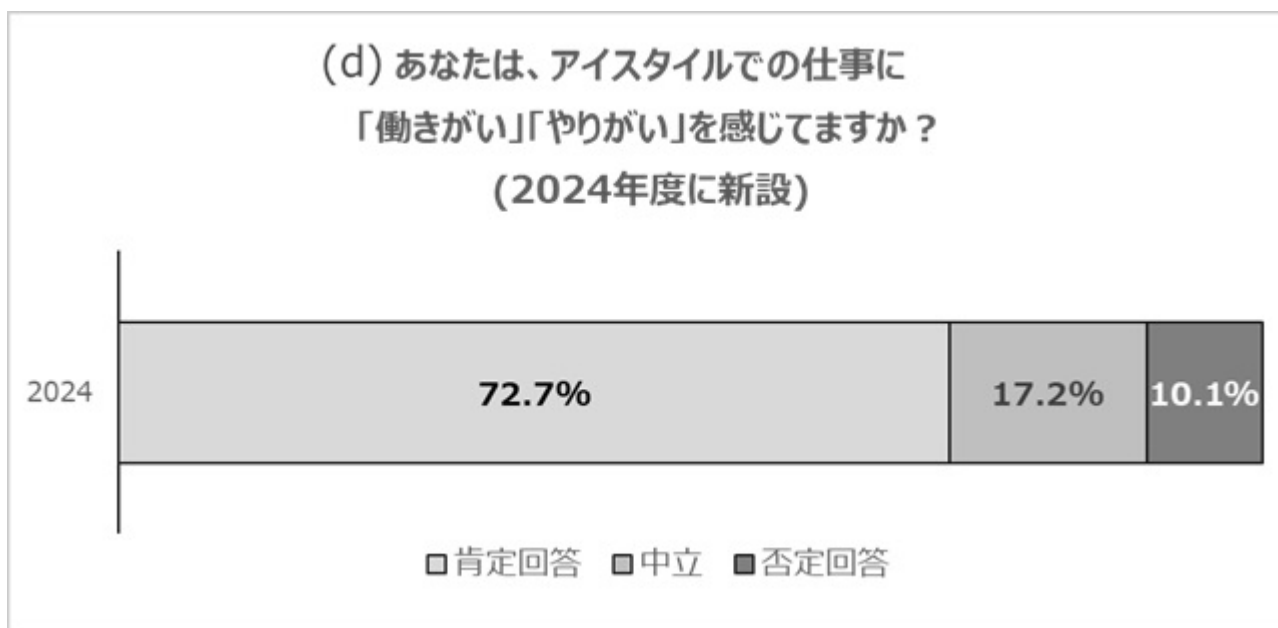
“ と思う ” “ やや思う ” の肯定的な回答の割合は、前回からほぼ横ばいとなりましたが、全体的には大勢を

占めている状態です。しかしながら、回答の最上位項目である“そう思う”のみに着目すると、質問(a)については52%であったのに対して、(b)は26%、(c)は39%となっております。

課題を明確化するために男女に分けて当該調査の結果を精査したところ、当社における連結での女性管理職比率は63%（単体では55%）と他企業に比べて高い水準であるものの、特に(c)の上位職へのキャリア志向において女性の肯定的な回答が男性に比べて低い事が判明しました。これは男女間賃金差異の要因ともなっており、一般社員・マネージャー（課長相当）・部長・本部長等のステージ毎に分けた場合、各層では90～95%に収まっているものの、部長以上の上位管理職では男性比率が高くなる傾向があり、その結果が差異として表れております。男女間での意識の差については、当社の環境によるものだけでなく女性を取り巻く社会環境にも要因がありますが、当社では性別を問わず、より挑戦したい、働きがいを求めたい気持ちを後押しするための働き方支援を進めていく所存です。

そのためのアクションとして、「人の成長にコミットする」育成方針に則り、当連結会計年度より個人の成長・チャレンジに大きくフォーカスした評価制度へ刷新し、それに加えて年2回の社内でのハンズアップ（挙手制度）による新たな部門への異動が進むよう、環境づくりを推進してまいりました。さらに、従来より実施していた1on1の制度や、マネジメント向けの学びの場を提供するなど、より実施率・内容の質が高まるよう積極的に働きかけ、マネジメント・メンバー双方の対話量を高めることで、一人ひとりの目指しを引き出す活動を推進してまいりました。今後も、成長につながるよう責任の大きい業務や管理職へのチャレンジ意欲の醸成に向けて、ロールモデルや社内における様々な役割・ポジションの認知向上などに取り組んでまいります。

また、成長意欲の高い人々に選ばれ続けるには、大前提として従業員が「働きがい」や「やりがい」を感じ、これからも当社で活躍したい、成長したいという意欲につながる事が重要と考えているため、当該事項を指標化するべく今回より以下の質問(d)を追加しました。

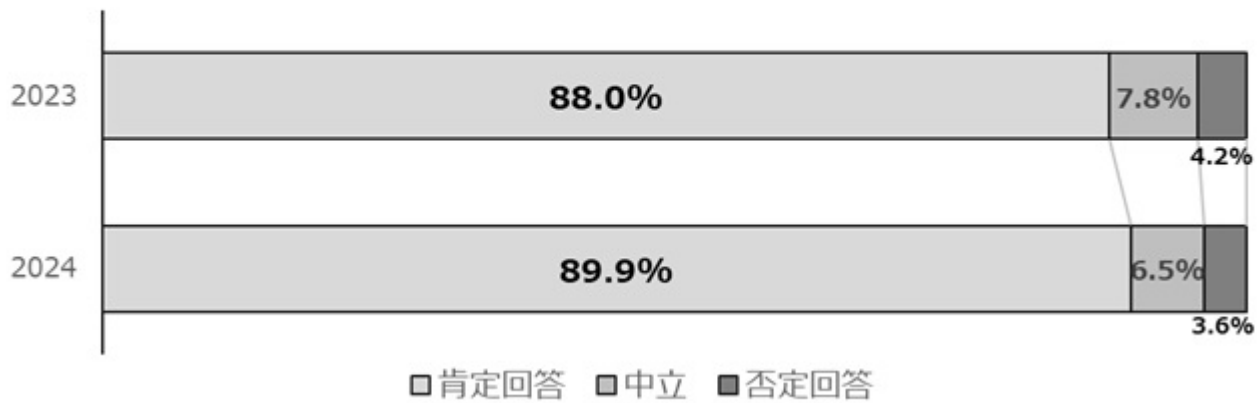


肯定的な回答が73%と高い水準である一方、否定的な回答において女性が12%、男性が5%と男女で差が生じているため、前述の対策に加えて、一人ひとりの役割や業務が過度に硬直化していないか注視しながら、成長意欲に応える機会提供を進めてまいります。

働きがいを後押しするライフステージに合わせた働き方支援

ますます多様化する社会において、性別・年齢・人種・障がいの有無に関わらず、誰しものが個性を発揮して活躍できる場を提供することが必要不可欠であると考えています。

(e)あなたは、周囲が有給休暇や育休等の取得やライフイベント
(結婚、子育て、介護等)に理解があると思いますか？



意識調査の質問(e)においては、肯定的な回答が90%となりました。これは当社が美容・コスメを題材にした事業を展開していることから、もともと女性従業員比率が高く、働き方の選択肢を幅広く提供してきた結果だと考えております。一方で、前述した女性の上位職志向が男性に比べて低い事について、本テーマにおけるマネジメント層の働き方改革や、より明確なロールモデルの提示等で併せて改善してまいります。

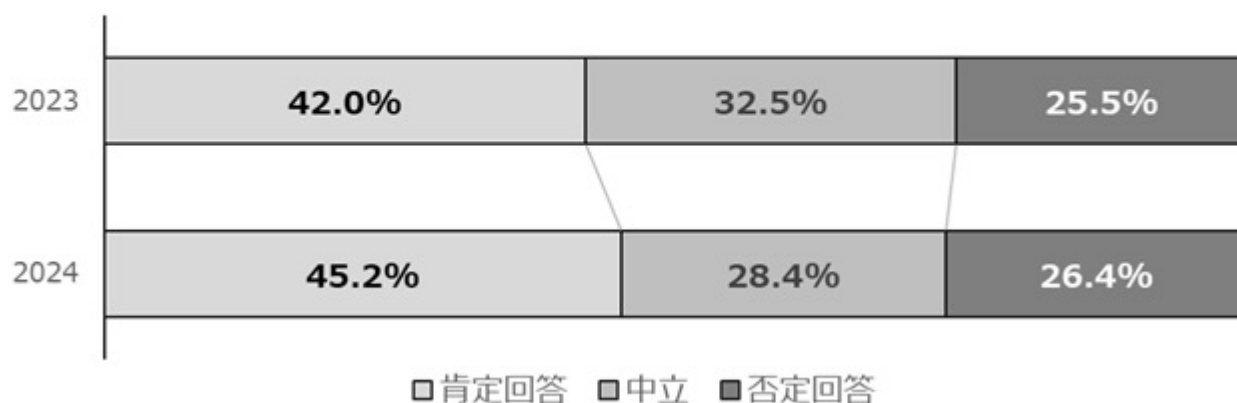
さらに、働き方の選択肢を増やすため、オフィスへの出勤とリモート勤務のハイブリッドを基本としておりますが、家族の転勤や介護などの止むを得ない事情で出勤が困難である社員を対象に、これまで試験導入していたフルリモートでの勤務形態を2024年9月より正式に制度化しました。なお、試験導入期間においても、この取り組みによりリテンションが向上し、退職することなく継続的に活躍できる環境を実現しました。

また、障がい者など多様な人材が活躍する部門では、全社と連携してワークシェアを推進し、グループ内の20部門にわたる73の業務を担当することで、事業成長の一翼を担っております。さらに、当連結会計年度から活動領域をオフィスワークから店舗関連業務にまで展開しており、今後も活躍の場を一層広げてまいります。

異なる分野・業種における共創

アイスタイルが市場において独自のポジションを確立した理由は、メディア・EC・店舗等のオンライン・オフラインを一気通貫した複数事業を運営し、それらが有機的に連携することで生み出されたシナジーによって、唯一無二のプラットフォームを形成できたからだと考えています。リアルとネット、ユーザー視点とブランド視点といった多面的観点を部門間の横連携や複数領域での経験を通じて養うことがアイスタイルの強みであり、提供できるキャリアの特徴です。

(f) あなたは、アイスタイルグループで複数部門間の横連携が
推進されていると思いますか？



しかしながら、横連携の推進に関する質問(f)において肯定的な回答が45%に留まっており、連携強化には未だに課題と伸びしろがあるため、全社横断のプロジェクト、ハンズアップによる異動やローテーション、事業間のオープンな情報共有、社内の人材交流などの施策を進めております。今後、当社が化粧品業界だけでなく新しいBEAUTY領域に進出するためにも、@cosmeの価値を最大化し、そのアセットを活用した新しいビジネスにおける価値創造が必要不可欠です。既存事業を大切に育てながらも固定概念に囚われることなく、他部門と交わることで新しいシナジーを生み出し、アイスタイル独自の価値を創造する人材の育成を推進してまいります。

新しい価値観で未来を牽引するリーダーの育成

アイスタイルの原点はITであり、古い観念にとらわれないDXネイティブな企業であるため、従業員の自主性と新しいアイデアを尊重してまいりました。化粧品業界が培ってきた資産と、当社で生まれた革新性を融合させることで、新しい可能性を切り拓き、業界の未来を牽引するリーダーの育成を目指しています。これを加速するために、組織マネージャーを単なる管理者ではなく、人の成長にコミットする役割と位置づける、いわゆるコーチ型の人事制度・評価制度を導入するマネジメント改革にトライしています。

当連結会計年度においては、組織マネージャーに対して外部講師を招いた講演会と全員で取り組むワークショップである「マネジメントデイ」を実施しました。また、気づきの機会提供として、組織マネージャーを中心に課題図書をもとにした意見交換の場である「ラウンドテーブルディスカッション」を実施し、年8回のプログラムに100名を超える組織マネージャーが継続的に参加しています。さらに、育成力に不可欠な「聴く力」を養うための研修制度を試験導入し、50名の部門長に同プログラムを提供しています。引き続き、「人の成長にコミットする」組織カルチャーへの変革に向けた施策を実施してまいります。

上記 ~ 全体を鑑みると、やりがいや成長意欲、チャレンジできる環境については、施策も含め一定の肯定的な評価や実感が従業員にあるため、今後はそれらをより伸ばす施策を進めていくことを大方針とします。

(2) 目標

当社の企業価値の根幹を支えているのは人材であり、また、独自性を形成しているのは複数の事業や部門が交わることで新しいシナジーを創出し続けているからであると認識しております。したがって、複数部門間の横連携を推進し、それを実感している人材を増やすことが、人と企業双方の成長を促す重要な施策であると考えております。

そのため、当社の人的資本経営におけるチャレンジとして、質問(f)の「複数部門間の横連携が推進されていると思うか」に対して、2027年までに肯定的な回答を50%以上にする目標を設定しました。部門間シナジーをより推進し、イノベーションを起こすことで「Beautyの世界をアップデートさせる」というミッション達成を目指してまいります。

< 人的資本経営の概要一覧 >

	パーパス	テーマ	課題 (注力事項)	対応策	指標
1		成長を感じチャレンジしたいカルチャーの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・より明確なロールモデルの提示 ・マネジメント層の働き方改革 (目指したい、目指せる、ライフワークバランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンズアップでのチャレンジ促進 ・チャレンジを称賛する場の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社に成長機会があると思う人の割合 ・自身の成長に意欲的な人の割合 ・上位、責任ポジションへの意欲的な人の割合 ・「働きがい」「やりがい」を感じる人の割合
2	ミッション： Beautyの世界をアップデートしながら、多くの人を幸せにしよう	働きがいを後押しするライフステージに合わせた働き方支援		<ul style="list-style-type: none"> ・働き方の多様化 ・健康経営 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇取得などライフワークバランスに対して周りの理解があると思う人の割合
3	人材戦略 テーマ： 成長意欲の高い人を選ばれ続ける会社になる 人材戦略： ・人の成長にコミットする ・気づきのマネジメント	異なる分野・業種における共創	<ul style="list-style-type: none"> ・VUCA時代の自律型人材育成を目指した、多様な経験を積む機会創出 ・異業種・異文化を受け入れて共創する機会 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の領域経験 (ユーザー・ブランド視点 / リアル×ネット) ・他の人から経験を学ぶ仕組み ・他部門・他社との共創の経験 (横連携PJT、コミュニティ参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7iAward (社内表彰制度) ・社外人材との交流 ・共同ワークショップ
4		新しい価値観で未来を牽引するリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・正解のない時代の自律型ビジネスプロデューザーの育成 ・アジャイルにチャレンジしやすい環境提供 ・失敗を恐れずにチャレンジし、学びから次の機会に活かせる自律人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントモデルの改革 (管理者からコーチへ) ・「気づき」を生む育成プログラムの導入 ・若手のPJTリーダー抜擢 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成プログラムへの参加割合 ・自律人材を発掘・育成するコーチ型マネジメントの数 <p>施策と並行しているため、指標化と管理は今後実施予定</p>

(3) ガバナンス・リスク管理

経営陣・執行役員・人事責任者・SUSTAINABILITY推進委員会のメンバーで構成される「人材委員会」を隔週で開催し、人材に関する全社方針や戦略を決定するなど中長期視点での人的資本の強化を図っております。

また、定常的な活動の推進・管理は、サステナビリティ全般のガバナンス・リスク管理に記載の通り、人事関連部署とSUSTAINABILITY推進委員会で月次定例会にて行っております。

3. 気候変動対応

当社グループでは、TCFDのフレームワークに則り、気候変動が当社事業に与える将来的な影響をリスク・機会の観点から精査した結果、他ESG課題と比べてリスクが相対的に低いものと見込んでおります。そのため、マテリアリティとして特定しておりませんが、当社事業ならびに生活者、ひいては当社が属する化粧品業界全体に影響を及ぼす社会課題であるため、カーボンニュートラルな社会を目指して全社横断で気候変動対応を進めております。

(1) ガバナンス

取締役副会長兼CFOを推進責任者に据えるSUSTAINABILITY推進委員会にて、気候変動対応における推進及び管理を行っております。同委員会を中心に関連事業部と連携・協議して方針を決定し、適宜必要に応じて取締役会に関連

議題を上程しております。

(2) 戦略

当社事業に対する気候変動のリスク・機会を精査するにあたり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が策定するSSP1-1.9及びSSP5-8.5シナリオを参照した上で、1.5 以内の気温上昇に留める将来予測と、4 以上の気温上昇となる場合を想定して分析を行いました。詳細は以下のとおりです。

TCFD提言に基づく分類		想定し得るリスク・機会（太字は定性的に重要と認識する項目）	
リスク	移行リスク	政策(規制)	炭素税導入による財務負担増 プラスチック規制強化による販売促進物などの材料単価高騰
	移行リスク	法律	-（事業特性上、同項目に関する特段のリスクはない）
	移行リスク	技術	再生可能エネルギーの需要増による費用増加
	移行リスク	市場	原材料コストの上昇による仕入条件の変更
	移行リスク	評判	対応の遅れによる、感度の高い顧客離れ（生活者・化粧品メーカー）
	物理的リスク	急性	自然災害(台風・洪水)の頻発による ・店舗営業および店頭イベントの停止 ・ECにおける配送遅延リスク サプライチェーン停滞による機会損失（仕入商品・EC販売の配送遅延など）
	物理的リスク	慢性	平均気温上昇による外出機会＝化粧品をする機会の減少
機会	資源効率性	環境配慮に対する生活者の意識向上に伴う、梱包資材等の削減や効率化	
	エネルギー源	-（事業特性上、当該項目に関する特段の機会はない）	
	製品/サービス	顧客の嗜好変化（エシカル消費）に合わせたサービスによる売上高の増加	
	市場	外出機会の減少によるEC需要の増加 生活者における健康意識の高まり	
	レジリエンス	複数事業運営によるリスク分散と機動的な需要獲得	

(3) リスク管理

現在・将来に渡って事業継続に影響を及ぼし得る要素について、その影響度合いと発生可能性をSUSTAINABILITY推進委員会が分析した上で取締役会へ上程し、リスク・機会として特定しております。今後はシナリオ分析をさらに進めることで、時間軸を整理した上で利益影響額を精査してまいります。

(4) 指標

カーボンニュートラルな社会を目指し、当社の事業活動における温室効果ガスの排出量を測定しております。24期より、当社店舗での電気使用量をScope2に含めて算出しており、これに伴い23期のデータも再集計しました。また、Scope3（サプライチェーンにおける排出量）の算出も24期から開始しております。

本集計結果について、Scope2においては、本社ビルの電気が再生可能エネルギーに移行したことに伴い減少いたしました。また、Scope3の主要な排出源としては、当社EC及び店舗にて販売する化粧品等が含まれるカテゴリー1と、当社の来店客による店舗と自宅間の移動で使用される電車等のカテゴリー9となります。これらの排出量削減は直接的には難しいものの、カテゴリー1に関しては当社のステークホルダーである化粧品メーカーとの対話にて、削減を目指してまいります。また、カテゴリー9は、事業規模の拡大に伴い今後も増加していくものと見込まれるため、経済合理性を考慮しつつ、温室効果ガスを吸収するカーボンニュートラルな施策を一層検討してまいります。

(5) 目標

目標値については、Scope2を31期（2030年）までに現在の半分以下となる300t-CO₂を目指す方針であります。背景として、本社オフィスは既に再生可能エネルギーに切り替わっているものの、当社店舗については出店先である

ショッピングセンターとの対話が必要となり、当社だけでは対応が困難であるため中期視点での目標として設定しております。しかしながら、長期視点ではネットゼロを目指す方向性に変わりないため、ステークホルダーと共にカーボンニュートラルな社会の実現に向けて対策を推進してまいります。

(単位：t-CO ₂)	23期(2022年6月期)	24期(2023年6月期)	31期(2030年)目標
Scope1	0	0	0
Scope2(マーケット基準)	709	662	300
Scope2(ロケーション基準)	674	635	300
Scope3	-	136,395	-
カテゴリー1	-	93,630	-
カテゴリー2	-	3,196	-
カテゴリー3	-	102	-
カテゴリー4	-	3,885	-
カテゴリー5	-	5	-
カテゴリー6	-	206	-
カテゴリー7	-	137	-
カテゴリー9	-	34,319	-
カテゴリー11	-	557	-
カテゴリー12	-	329	-
カテゴリー14	-	28	-

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書の提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境について

(1) インターネット市場について

当社グループは、インターネットを利用した美容分野に関する各種事業を展開しております。インターネット市場は、今後も中長期的には成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やその他予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応について

インターネット関連分野においては活発な技術革新が行われており、当社グループとしても、技術革新に応じたシステム拡充及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えております。システム部門を中心に、AIやIoT等をはじめとする新しい技術動向を注視しており、迅速にシステム開発を行える体制を敷いております。しか

しながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 美容関連市場について

当社グループは、美容関連市場を事業領域として事業を展開しております。その中でも、主たる事業領域である化粧品関連市場は、その広告宣伝活動や消費動向等について、比較的景気変動等の影響を受けにくい特徴があるものと認識しておりますが、今後において、新型コロナウイルスによる生活者の生活様式の変化など当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業展開について

(1) BeautyPlatform「@cosme」について

当社グループは、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤としたBeautyPlatformの収益構造の強化に向けてBtoCサービス、BtoBサービスの拡充を図っております。しかしながら、かかる取り組みがサービス利用者のニーズを捉えられず、サービス利用者が減少した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイト運営の健全性等について

@cosmeでは、登録会員が化粧品等の使用感や商品の評価(クチコミ)を自由に投稿することが可能ですが、サイト運営に関して、利用規約、ガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、クチコミは、同一登録会員による1商品に対する投稿が1度に限られる旨ガイドラインにて取り決めるとともに、外部委託を含む投稿内容の全件監視体制を構築しており、登録会員の実際の商品評価に基づかない恣意的な投稿、一部当社グループとしてサイト運営上容認できない、誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿等を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、サイト内の不適切な投稿について、当社グループが十分に対応できず、サイトの健全性を維持できなかった場合には、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策、新業態開発について

当社グループでは、「@cosme TOKYO」と同様の旗艦店及び小売店舗「@cosme STORE」等の出店を当社の財政状態及び経営成績や事業環境を鑑みて、収益性の向上に資すると判断されたものに行う予定です。しかし、市場環境が急激に変化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、経済環境の著しい変化等により、店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収益計画に対して大きな乖離が発生した場合等には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫について

当社グループでは、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止を行っておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業展開について

当社グループでは、化粧品小売店以外の美容サービスへの進出など新たな美容関連事業への進出を中長期で目指しております。しかしながら、顧客のニーズを満たす美容サービス・商品等の提供ができなかった場合や、市場環境の変化により計画通りに事業展開できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外事業展開について

当社グループでは、海外事業における化粧品等の商品卸・EC販売に加え、店舗運営や美容系ポータルサイトの展開など中長期での本格進出を目指しております。しかし、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い等をはじめとする潜在的リスクに対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があり、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業務提携・M&Aについて

当社グループでは、中長期での事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、当社グループのサービスと親和性の高い企業との業務・資本提携やM&Aを通じた事業の拡大に適宜取り組んでおります。しかしながら、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、何らかの理由により当該業務提携が解消された場合など、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、会計基準に従ってかかるのれんを今後一定の期間にわたり償却いたしますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社グループが運営する@cosmelは、女性ユーザーを中心に支持を得ているものと認識しております。当社グループは、@cosmeの収益構造強化を進めるとともに、インターネットを利用した美容分野での事業展開を図っていく方針であります。当該各事業分野に大手企業が参入するなどし、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コンプライアンスについて

(1) 法的規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の保護について

当社グループは、サービスの提供に際して、登録会員の個人情報（名前、メールアドレス、性別、住所、職業、生年月日、肌質、髪質、クチコミ履歴、購入履歴等）を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループでは、個人情報の保護の徹底を図るべく、個人情報の保護の方針を定め、当方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行うなど、管理運用面についても、慎重を期しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいえ、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の低下等によって、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループは、主として新規事業開始前に第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査するとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録等について国内及び海外で申請することで、知的財産権に関わるリスクが発生しないよう随時対応しております。しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、当社グループが、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により、第三者の当該知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、ユーザーが投稿したクチコミを、広告又は販促物等に使用することを目的として有償で提供する場合があります。この場合において、当社グループでは、当該クチコミについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、会員登録時に、投稿したクチコミを当社が利用することを定めた利用規約への同意を得ておりますが、当該クチコミの利用において、権利処理に関連した投稿者本人からのクレーム等に起因する風評問題等が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟発生について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

4. その他

(1) システム投資等について

インターネットにおける技術・サービス等の急激な変化や当社グループの計画を上回る急激な会員数及びサイト閲覧件数の増加があった場合、システム投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、システム投資、減価償却費負担の増加や減損損失の計上が想定され、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム障害及びセキュリティ対策について

当社グループが営む事業は、主としてインターネット環境におけるサービス提供であり、サーバー等の各種機器及び通信回線等を利用しております。当社グループは、サービスの安定供給を図るために、地震に対応可能な耐震構造を備えたデータセンターを利用し、また、システムの構造について、ファイアウォールソフトの導入により当社サーバーへの外部からの不正アクセスを遮断するとともに、サーバー上で稼動するOSレベルでのセキュリティを設定する等の二重の防護策を実施した上で、定期的に脆弱性の点検を行い、不正アクセスやウィルスの感染の対策を実施しております。しかしながら、電力供給の停止、通信回線の遮断、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、自然災害、その他当社グループの想定しないシステム障害等が生じた場合や、外部から当社サーバー等への不正侵入といった犯罪行為である不正アクセスがなされた場合に起因し、ユーザーが当社サービスを利用できなくなった場合には、信用低下や損害賠償等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存について

当社の代表取締役会長である吉松徹郎は創業者であり、当社設立以来、最高経営責任者として代表取締役を務めております。同氏は、インターネット業界を中心とする人的ネットワーク等を通じて現在の事業基盤を構築してきた経緯から、インターネット関連業界に精通しており、同業界に事業基盤を有する当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、代表取締役を他に1名追加して経営と業務執行の分担を進めるなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人員の獲得及び育成について

当社グループは、経営計画及び事業方針のもと、適宜事業拡大や新規事業の展開を行っており、その都度、必要に応じて人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資について

当社グループは、日本国内外における美容関連及びインターネット関連の企業に対して投資を実施しております。投資先企業は非上場企業が中心であることから、その将来性において不確定要素を多数抱えており、市場環境等の外部要因だけでなく、経営管理体制等の内部要因により業績が悪化するなど、投資先企業の今後の業績の如何によっては、当社グループ保有の投資有価証券等の減損損失等を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、新株予約権等を発行しております。現在付与している新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(7) 災害・有事等について

当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、中国・香港等を中心とした東アジアにおいて大規模な自然災害・疫病の蔓延・国際紛争等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、これらの有事の場合に備え、事業継続計画等の対応策を策定しておりますが、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの業務継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。会計方針の選択・適用、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の相対的な開示には、経営者が過去の実績等を勘案し、実態に即した合理的な見積り・判断をしております。

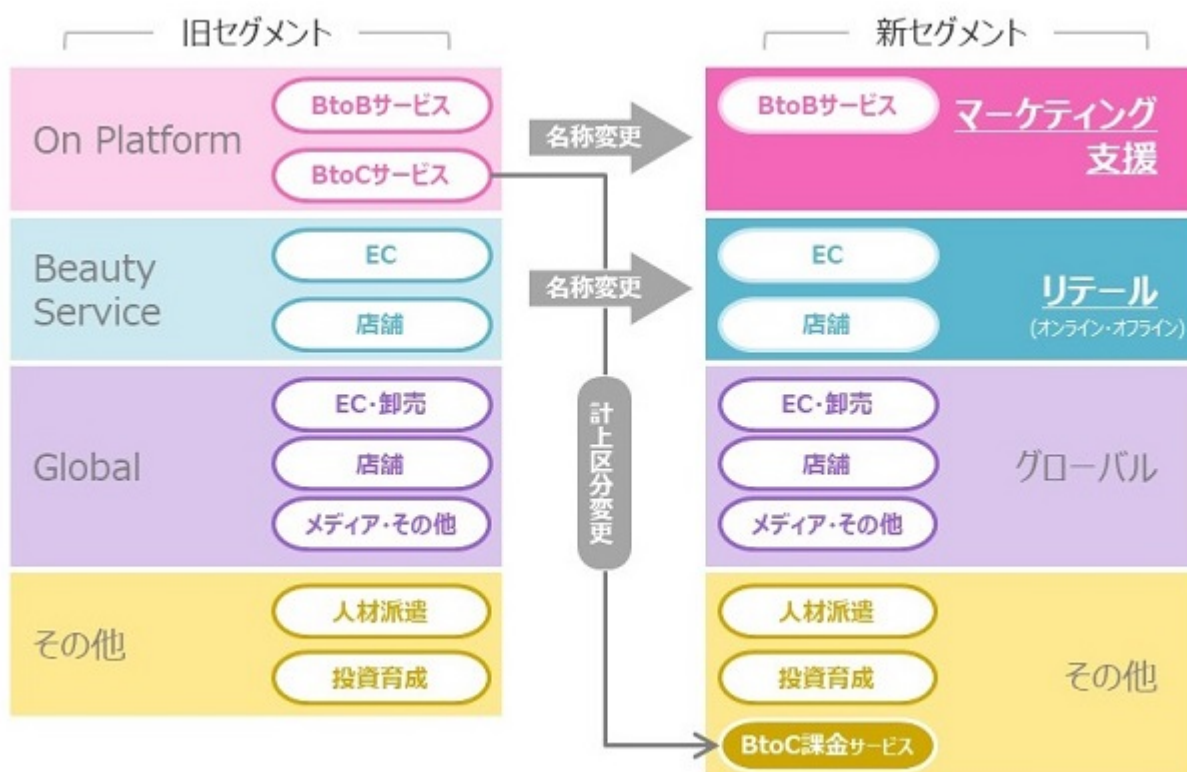
特に、当社グループの主要資産であるソフトウェアに関しては、管理系のものを除き、急速なインターネット業界の成長を勘案して、償却年数を2年（有税償却）としております。

(2) 経営成績

（業績等の概要）

国内化粧品市場におきましては、新型コロナウイルス（COVID-19）が感染法上の分類において「5類」へ移行し、これに伴い外出機会が増加したことで消費傾向が復調しました。また、訪日外国人客が戻り始めたことも、需要回復の一因となっております。

（参考）セグメント名称及び一部サービスの計上セグメント変更



当連結会計年度における業績は以下の通りです。

売上高におきましては、国内で展開しているマーケティング支援事業及びリテール事業が業績を牽引し、30.8%の増収となりました。リテール事業においては2023年9月にオープンした大型旗艦店「@cosme OSAKA」や既存店も好調に推移しており、ECにおいては、スペシャルイベント「@cosme BEAUTY DAY」や「@cosme SPECIAL WEEK」が成功をおさめたこと、2023年11月にAmazon.co.jp上にオープンした「@cosme SHOPPING」の寄与もあり、44.2%と大きく増収しました。また、マーケティング支援事業においても前年同期比で11.9%の増収となりました。

営業利益におきましては、マーケティング支援事業及びリテール事業の増益により、全社的な人件費増加、ECスペシャルイベントやアプリダウンロード促進のプロモーション費用を吸収し、前年同期比で137.4%と大きく増益しました。

た。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	56,085百万円	(前年同期 42,890百万円 / 前年同期比 30.8%増)
営業利益	1,940百万円	(前年同期 817百万円 / 前年同期比 137.4%増)
経常利益	1,721百万円	(前年同期 410百万円 / 前年同期比 319.4%増)
税金等調整前当期純利益	1,589百万円	(前年同期 392百万円 / 前年同期比 305.5%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	1,214百万円	(前年同期 275百万円 / 前年同期比 341.2%増)

マーケティング支援事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤とした、化粧品ブランド向けの広告ソリューションが属しております。

売上高におきましては、店頭におけるポップアップイベントなどの販売促進への需要増加と、それと連携したオンラインにおける広告・ソリューションサービスの受注増加により、増収となりました。

営業利益におきましては、第3四半期において発生した一過性のソフトウェア償却費用の計上や人材関連費用等の増加があったものの、増収により当該費用を吸収して、大きく増益しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	8,344百万円	(前年同期 7,457百万円 / 前年同期比 11.9%増)
営業利益	1,617百万円	(前年同期 1,136百万円 / 前年同期比 42.3%増)

リテール事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme SHOPPING」の運営、化粧品専門店「@cosme STORE」や大型旗艦店「@cosme TOKYO」の運営等、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECの売上高におきましては、「@cosme BEAUTY DAY」や「@cosme SPECIAL WEEK」が過去最高の流通総額を達成したことや、各ブランドにおけるイベントの先行予約品・限定品の販売など、当社ECでしか提供できない価値の訴求により、31.8%の増収となりました。店舗では、2023年9月に新規オープンした大型旗艦店「@cosme OSAKA」及びM&AをしたCosmeticsシドニー7店舗の寄与に加えて、既存店舗も25.8%伸長しており、店舗全体では前年同期比で51.6%の増収となりました。

営業利益におきましては、EC・店舗の増収により、人件費の増加やECスペシャルイベント、アプリダウンロード促進のプロモーション費用を吸収して、前年同期比で88.7%と増益しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	42,145百万円	(前年同期 29,222百万円 / 前年同期比 44.2%増)
営業利益	2,636百万円	(前年同期 1,397百万円 / 前年同期比 88.7%増)

グローバル事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

売上高におきまして、香港店舗などが健闘したものの、中国越境ECや韓国事業の不調により減収となりました。

営業利益におきまして、上記理由に加え、第1四半期と第3四半期に発生した中国越境ECにおける在庫評価損もあり赤字となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	3,935百万円	(前年同期 4,395百万円 / 前年同期比 10.5%減)
営業利益	209百万円	(前年同期 86百万円)

その他事業

当セグメントには、美容部員を派遣する人材派遣事業と、ユーザー向けのBtoC課金サービス、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

売上高におきましては、人材派遣事業における派遣人員の不足により、減収となりました。

営業利益におきましては、人材派遣事業において利益率の高い案件の獲得により増益となりました。
以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高 1,661百万円（前年同期 1,816百万円 / 前年同期比 8.5%減）
営業利益 252百万円（前年同期 224百万円 / 前年同期比 12.6%増）

(3) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
リテール事業	29,960	49.0
グローバル事業	2,073	13.0
その他事業	4	
合計	32,037	42.5

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 金額は、仕入価格によっております。

受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
マーケティング支援事業	8,344	11.9
リテール事業	42,145	44.2
グローバル事業	3,935	10.5
その他事業	1,661	8.5
合計	56,085	30.8

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績については、該当事項はありません。

(4) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ3,840百万円増加し、28,141百万円となりました。

当連結会計年度末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,254百万円増加し、16,484百万円となりました。これは主に、現金及び預金が961百万円減少したものの、受取手形、売掛金及び契約資産が497百万円、商品が1,272百万円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ2,586百万円増加し、11,656百万円となりました。これは主に、有形固定資産が174百万円増加したことに加え、第3四半期連結会計期間においてトレンドーズ株式会社の株式を新たに取得したこと等で投資有価証券が2,558百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,343百万円増加し、15,953百万円となりました。

た。

当連結会計年度末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ1,866百万円増加し、8,237百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が667百万円増加、未払金が711百万円増加したことに加え、1年内返済予定の長期借入金が203百万円増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ477百万円増加し、7,717百万円となりました。これは主に、長期借入金が279百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ1,497百万円増加し、12,187百万円となりました。

これは主に、第1四半期連結会計期間において連結子会社Glowdayz, Inc.の株式を追加取得したことにより資本剰余金が1,148百万円減少したものの、利益剰余金が1,214百万円、新株予約権が574百万円増加したことに加え、第3四半期連結会計期間において新株予約権の権利行使が行われ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ251百万円増加したこと等によるものであります。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ972百万円減少し、5,787百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、3,336百万円(前年同期は2,942百万円の収入)であります。

この主な要因は、棚卸資産の増加額1,132百万円、売上債権の増加額396百万円があったものの、税金等調整前当期純利益1,589百万円の計上、非資金取引である減価償却費1,854百万円の計上、株式報酬費用579百万円の計上、のれん償却額208百万円の計上、仕入債務の増加額554百万円、未払金の増加額267百万円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用された資金は、4,569百万円(前年同期は1,247百万円の支出)であります。

この主な要因は、トレンダーズ株式会社の株式を取得したことにより投資有価証券の取得による支出2,673百万円、無形固定資産の取得による支出1,131百万円、有形固定資産の取得による支出641百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出136百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、160百万円(前年同期は612百万円の支出)であります。

この主な要因は、長期借入金の返済による支出761百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出478百万円、リース債務の返済による支出250百万円があったものの、長期借入れによる収入1,200百万円、株式の発行による収入498百万円があったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
自己資本比率(%)	21.5	35.5	38.1	41.6	39.0
時価ベースの自己資本比率(%)	72.5	167.1	73.8	174.6	136.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	-	712.0	768.2	150.6	141.5

インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	-	-	-	14.1	39.9
----------------------	---	---	---	------	------

(注) 1. いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。
4. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。なお、転換社債型新株予約権付社債については、無利息のため有利子負債には含めておりません。
5. 2020年6月期は営業キャッシュ・フローがマイナスであるため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率（％）を、2020年6月期、2021年6月期、2022年6月期は営業利益がマイナスであるため、インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）を、記載しておりません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて、ソフトウェア開発、店舗の出店に伴う設備投資、出資・貸付等の融資資金と経常の運転資金となっております。

これらの所要資金は、自己資金及び金融機関からの長期借入により調達することとしているほか、発行済みの新株予約権の行使による払込金額も充当しており、投資及び事業資金は確保されていると認識しております。

資金の流動性については、グループC M Sにより国内グループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や新型コロナウイルス等の不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行して運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴いソフトウェア投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。

なお、当連結会計年度においては、第25回新株予約権の一部が2024年2月に行使され、498百万円の資金調達を実施したほか、事業拡大による運転資金の増加に伴い、2023年10月に取引金融機関4社から合計1,200百万円の借入れを実施しております。

5 【経営上の重要な契約等】

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2024年2月14日付の取締役会において、トレンダーズ株式会社(以下、「トレンダーズ」といいます。)との間で、資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結し、同社が提出する有価証券届出書の効力が発生することを条件に、同社が第三者割当の方法により処分する自己株式を引き受けること(以下、岡本氏からの株式取得と併せて「本株式取得」といいます。)、及び、同社の筆頭株主であり代表取締役会長の岡本 伊久男氏よりその保有する同社株式を取得する株式譲渡契約を締結することを決定いたしました。

そして、それらの契約を締結し、2024年3月19日に同社株式を取得して、当社の関連会社といたしました。

1. 本資本業務提携の目的

当社は、化粧品ブランド向けのサービスとして、メディア・EC・店舗で蓄積されたユーザーの購買を含む行動データをもとにしたソリューションを提供しておりますが、さらなる成長のために@cosme外のプラットフォームとの連携を推進しており、特に美容領域のデジタルソリューションにおいて高い成長余地のあるSNSマーケティングの強化が必要不可欠と考えております。

一方、トレンダーズは創業以来、トレンドを軸に新たな価値を創出する事業を展開しており、成長領域であるSNSと美容分野に特化したマーケティングサービスを提供することで、著しい成長を遂げています。同社が築き上げた独自のインフルエンサーネットワーク「LIN」や、美容メディア「MimiTV」などを起点に、トレンド分析からインフルエンサーマーケティングまで多岐にわたるソリューションを提供しております。

当社とトレンダーズは、様々なメディアやプラットフォームにおける競争環境が激化するなか、互いの強みを掛け合わせることで市場に新たな価値をもたらし、今後の美容マーケティングにおける収益の柱の構築を目指すという方針が一致したことにより、本資本業務提携契約を締結するに至りました。これにより化粧品ブランドに対して、両社の強みを最大限に活かした新しいソリューション提供が可能となり、両社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと見込んでおります。

2. 本株式取得の相手先

トレンダーズの筆頭株主であり、代表取締役会長である岡本 伊久男氏：1,844,600株

トレンダーズが保有する自己株式：605,985株

本株式取得により、当社はトレンダーズの発行済株式総数の30.83%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)に相当する株式である2,450,585株を保有することとなり、同社を持分法適用関連会社といたしました。

((注)1)

3. 本株式取得により持分法適用関連会社化する会社の名称、事業内容、規模

名称：トレンダーズ株式会社

事業内容：マーケティング事業、インベストメント事業

資本金：623百万円(2023年12月31日現在)((注)2)

4. 本株式取得の時期

2024年3月19日

5. 取得する株式数及び取得後の持分比率

取得する株式数：2,450,585株

取得価額：総額 2,642百万円(1株につき1,078円)

本株式取得後の持分比率：30.83%(小数点以下第三位を四捨五入)

6. 支払資金の調達方法

自己資金

7. 業務提携の内容

美容業界における新たな顧客体験を創出するべく、以下の取り組みを行ってまいります。

マーケティングソリューションの進化と拡大

両社の営業アセットや強みを活かしたソリューション提案を推進することで、顧客である化粧品ブランドの満足度向上を目指すとともに、両社のソリューションを合わせた新しいサービスを開発する。

グローバルビジネスの進化

日本進出を検討している海外の化粧品ブランド及び海外進出を企図する日本の化粧品ブランド向けに、SNSを活用した共同の支援サービスを開発・推進する。

美容経済圏の拡大

@cosmeのプラットフォームと、トレンドーズが持つインフルエンサーネットワークを掛け合わせ、コスメ以外の領域にも可能性を拡大する。

(注) 1 持株比率については、本件株式取得によって当社が取得するトレンドーズの株式2,450,585株を、2023年9月30日現在の同社発行済株式総数7,949,400株で除して計算しております。また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注) 2 トレンドーズの2024年6月30日現在の資本金は630百万円となります。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は3百万円であります。

これはマーケティング支援事業において、生成AIを活用したクチコミデータ活用のPoCにより発生したものであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,818百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりであります。

（1）マーケティング支援事業

当連結会計年度の主な設備投資は、「@cosme」に係るシステム開発に伴うソフトウェア開発費用などを中心とする総額1,139百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）リテール事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の設備などを中心とする総額635百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（3）グローバル事業

当連結会計年度の主な設備投資は、工具、器具及び備品などを中心とする総額11百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（4）その他事業

重要な設備投資、除却又は売却はありません。

（5）全社

当連結会計年度の主な設備投資は、当社の本社資産などを中心とする総額34百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	リース資 産	その他	合計	
本社 (東京都)	マーケティング 支援事業	業務施設		1,632		537	2,169	338(2)
本社 (東京都)	全社(共通)	業務施設	31	13	4	140	189	130(5)

- (注) 1 全社(共通)の本社オフィスの一部資産について、2021年12月末をもって使用を休止しております。
2 帳簿価額のうち「その他」は主にソフトウェア仮勘定等であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(2) 国内子会社

2024年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア	リース資産	その他	合計	
(株)アイスタイルリテール	本社 (東京都) 店舗 (東京都) (神奈川県) (愛知県) (大阪府) (兵庫県) (熊本県) (北海道) (福岡県) (埼玉県) (群馬県) (富山県)	リテール 事業	業務施設 店舗施設	890	49		484	1,423	348 (147)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品並びに建設仮勘定の合計であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(3) 在外子会社

2024年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア	リース資産	その他	合計	
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	本社 (香港) 店舗 (香港)	グローバ ル事業	業務施設 店舗施設	2	1	315	5	322	24(31)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	マーケ ティング 支援事業	ソフトウェア	1,278		自己資金	2024年7 月	2025年6 月	既存サービスの 改良及び新規 サービスへの 対応
株アイスタ イルリテー ル	店舗 (埼玉県等)	リテール 事業	新規店舗開発 設備・店舗改 装増床等	1,554		自己資金	2024年6 月	2025年6 月	新規店舗の出 店・既存店舗 の改装増床

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年9月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	81,463,593	81,463,593	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	81,463,593	81,463,593		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

第9回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)	24,000 (注)1、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800,000 (注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。
- 4 新株予約権の行使の条件
 新株予約権者は、2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
 なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
 （a）営業利益が2,100百万円以上となった場合：行使可能割合50%
 （b）営業利益が3,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%
 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は、権利継承者が保有する本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。
- 6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。
 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。
 その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は48,000個、新株予約権の目的となる株式の数は9,600,000株でしたが、付与対象者の一部放棄により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第26回新株予約権（2022年9月13日取締役会決議）

決議年月日	2022年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社子会社取締役 3 当社従業員 120 当社子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	11,432 [11,332] (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,143,200 [1,133,200] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29.7 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日～2026年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 29.7 資本組入額 15
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年8月12日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である29.7円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行

うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる EBITDA の額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2024年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合

は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6 新株予約権付与時の新株予約権の数は12,122個、新株予約権の目的となる株式の数は1,212,200株でしたが、付与対象者の退職により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第27回新株予約権（2022年9月13日取締役会決議）

決議年月日	2022年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	20,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29.7 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日～2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 29.7 資本組入額 15
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年8月12日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である29.7円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

2,000,000株のうち600,000株については、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

2,000,000株のうち1,400,000株については、上記の行使条件の追加として、2024年6月期、2025年6月期及び2026年6月期のいずれかの事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、条件を満たした事業年度において、親会社株主に帰属する当期純利益が0円以上となる場合に、以後、当該各号に掲げる個数（ただし、当該個数が先行する事業年度について本項の条件を満たしたことにより行使可能となっている本新株予約権の個数（以下「既存上限個数」という。）を下回る場合には既存上限個数）を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- A) EBITDAが3,250百万円以上となった場合 行使可能割合：30%
- B) EBITDAが3,350百万円以上となった場合 行使可能割合：20%
- C) EBITDAが3,450百万円以上となった場合 行使可能割合：30%
- D) EBITDAが3,550百万円以上となった場合 行使可能割合：20%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる EBITDA の額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- A) 本新株予約権の割当日から2023年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- B) 本新株予約権の割当日から2024年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- C) 本新株予約権の割当日から2025年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- D) 本新株予約権の割当日から2026年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- E) 本新株予約権の割当日から2027年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の70%

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(2022年9月6日発行)	
決議年月日	2022年8月15日
新株予約権の数(個)	10 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,541,984 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	262 (注)3~9
新株予約権の行使期間	2022年9月7日~2025年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 262 資本組入額 131 (注)10
新株予約権の行使の条件	(注)11
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,500

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注) 3記載の転換価額（但し、(注) 4乃至8の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初262円とする。但し、転換価額は、(注) 4乃至8の定めるところに従い調整される。
- 4 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、(注) 5に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- 5 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注) 7 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(注) 7 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価格}}$$

- 6 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 7 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、(注) 4乃至8に基づき転換価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日（但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日）に先立つ30取引日間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、(注)5乃至8に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- 8 (注)5の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 9 (注)4乃至8により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 10 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注)2記載の株式の数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

- 11 新株予約権者は、本新株予約権付社債のすべてが転換されるまでの間、原則として第24回新株予約権を行使することができない。また、本新株予約権付社債又は第24回新株予約権の転換又は行使によって、新株予約権者及びその子会社によって保有される当社普通株式の総数が当該転換又は行使の直後における当社普通株式の発行済株式総数(自己株式数を除く。)の35%を超えることとなる場合、かかる転換又は行使をすることができない。ただし、当社が当社又は当社の主要な子会社に係る買収提案に関する最終契約又は法的拘束力を有する取引意向書若しくは独占交渉契約を締結した場合、又はかかる買収提案に係る取引が当社の同意なく開始された場合、上記の制約には服しない。

第24回新株予約権(2022年9月6日発行)	
決議年月日	2022年8月15日
新株予約権の数(個)	436,047
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,604,700 (注)1~4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	262 (注)5~11
新株予約権の行使期間	2022年9月7日~2027年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 261 資本組入額 131 (注)12
新株予約権の行使の条件	(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、43,604,700株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)

但し、(注)2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 当社が(注)6乃至10の規定に従って、行使価額(注)5(2)に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{調整後交付株式数}}{\text{調整前交付株式数}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)6乃至10に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- 3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)6乃至10による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- 4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 5 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、262円とする。但し、行使価額は(注)6の定めるところに従い調整されるものとする。
- 6 当社は、当社が本新株予約権の発行後、第11項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- 7 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) (注)9(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) (注)9(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) (1)乃至(3)の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価格}}$$

- 8 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 9 (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 (2) 行使価額調整式で使用する時価は、(注)6乃至10に基づき行使価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日(但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日)に先立つ30取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除し、当該行使価額の調整前に、(注)7乃至10に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- 10 (注)7の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権の新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 11 (注)6乃至10により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 12 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 13 新株予約権者は、第1回新株予約権付社債のすべてが転換されるまでの間、原則として本新株予約権を行使することができない。また、第1回新株予約権付社債又は本新株予約権の転換又は行使によって、新株予約権者及びその子会社によって保有される当社普通株式の総数が当該転換又は行使の直後における当社普通株式の発行済株式総数(自己株式数を除く。)の35%を超えることとなる場合、かかる転換又は行使をすることができない。ただし、当社が当社又は当社の主要な子会社に係る買収提案に関する最終契約又は法的拘束力を有する取引意向書若しくは独占交渉契約を締結した場合、又はかかる買収提案に係る取引が当社の同意なく開始された場合、上記の制約には服しない。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(2022年9月6日発行)	
決議年月日	2022年8月15日
新株予約権の数(個)	6 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,725,190 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	262 (注)3~9
新株予約権の行使期間	2022年9月7日~2025年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 262 資本組入額 131 (注)10
新株予約権の行使の条件	なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権付社債の残高（百万円）	1,500
------------------	-------

当事業年度の末日（2024年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計6個の本新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)3記載の転換価額（但し、(注)4乃至8の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初262円とする。但し、転換価額は、(注)4乃至8の定めるところに従い調整される。
- 4 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、(注)5に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- 5 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注) 7 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(注) 7 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

乃至 各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価格}}$$

- 6 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- 7 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、(注)4乃至8に基づき転換価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日（但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日）に先立つ30取引日間の株式

会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、(注) 5乃至8に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- 8 (注) 5の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 9 (注) 4乃至8により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 10 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注) 2記載の株式の数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

第25回新株予約権(2022年9月6日発行)	
決議年月日	2022年8月15日
新株予約権の数(個)	35,000(注)14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500,000(注)1~4、14
新株予約権の行使時の払込金額(円)	262(注)5~11
新株予約権の行使期間	2022年9月7日~2027年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 261 資本組入額 131(注)12
新株予約権の行使の条件	(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、7,000,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)

但し、(注)2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

2 当社が(注)6乃至10の規定に従って、行使価額(注)5(2)に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)6乃至10に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)6乃至10による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、262円とする。但し、行使価額は(注)6の定めるところに従い調整されるものとする。

6 当社は、当社が本新株予約権の発行後、第11項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

7 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) (注)9(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) (注)9(2)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) (1)乃至(3)の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価格}}$$

- 8 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- 9 (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (2) 行使価額調整式で使用する時価は、(注)6乃至10に基づき行使価額の調整を行う原因となる事象に係る公表がなされた日（但し、かかる公表がなされない場合には、当該事象の効力発生日）に先立つ30取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除し、当該行使価額の調整前に、(注)7乃至10に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。

- 10 (注)7の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権の新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

- (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 11 (注)6乃至10により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- 12 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(1)記載の資本金等

増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 13(1) 発行会社は、クロージング日以降、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、新株予約権者に対し、本新株予約権の全部又は一部の行使を請求(以下「行使指示」という。)することができる。
- (2) 引受人は、発行会社から、上記(1)に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における発行会社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに行使指示のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう最大限努力する。
- 14 新株予約権付与時の新株予約権の数は70,000個、新株予約権の目的となる株式の数は7,000,000株でしたが、権利行使により新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日 ~2020年6月30日 (注)1	546,600	68,043,800	56	3,703	56	3,474
2020年7月1日 ~2020年11月24日 (注)1	3,000	68,046,800	1	3,703	1	3,475
2020年11月25日 (注)2	6,100,000	74,146,800	1,052	4,756	1,052	4,527
2022年7月1日 ~2023年6月30日 (注)3	5,416,793	79,563,593	712	5,467	712	5,239
2023年7月1日 ~2024年6月30日 (注)1	1,900,000	81,463,593	251	5,719	251	5,490

(注)1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 有償第三者割当 発行価格345円

資本組入額 172円5銭

割当先 株式会社ロコガイド(現 ㈱くふうカンパニー)

3 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加と新株予約権の権利行使による増加であります。

4 会社法第448条第1項の規定に基づき、効力発生日を2024年8月20日として、資本準備金を2,811百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		11	29	169	84	85	32,002	32,380	
所有株式数(単元)		174,522	49,632	132,290	156,427	1,173	300,406	814,450	18,593
所有株式数の割合(%)		21.42	6.09	16.24	19.20	0.14	36.88	100.00	

(注) 自己株式2,693,567株は、「個人その他」に26,935単元、「単元未満株式の状況」に67株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	8,943,600	11.35
株式会社ワイ	東京都目黒区目黒一丁目1番33号	8,734,600	11.08
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,591,800	8.36
吉松 徹郎	東京都目黒区	4,604,569	5.84
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社証券管理部)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	2,730,131	3.46
一般財団法人都築国際育英財団	東京都渋谷区桜丘町24番5号	1,903,900	2.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,660,313	2.10
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,419,500	1.80
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,244,300	1.57
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	1,047,526	1.32
計		38,880,239	49.35

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式が2,693,567株あります。
 2 役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 3 前事業年度末現在主要株主でなかった株式会社ワイは、当事業年度末では主要株主となりました。

- 4 2024年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社およびその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが2024年6月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	7,878,400	9.67
アセットマネジメントOneインターナショナル(Asset Management One International Ltd.)	30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK	132,900	0.16

- 5 2024年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2024年6月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	3,028,900	3.72
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	584,000	0.72

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,751,500	787,515	
単元未満株式	普通株式 18,593		
発行済株式総数	81,463,593		
総株主の議決権		787,515	

【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,500		2,693,500	3.30
計		2,693,500		2,693,500	3.30

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	50	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,693,567		2,693,617	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、その時々連結業績、財務状況、フリーキャッシュフロー等を総合的に勘案しながら適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

2019年6月期より無配としておりましたが、財務基盤が安定したことや一定の利益を確保できる事業基盤が整ったため、中長期成長を見据えた事業投資や財務の健全性とのバランスを鑑みながら、適切な時期に復配する方向性で考えております。これにより、事業成長による中長期での株価上昇と配当による安定した利益還元で、株主総利回りの最大化を目指してまいります。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

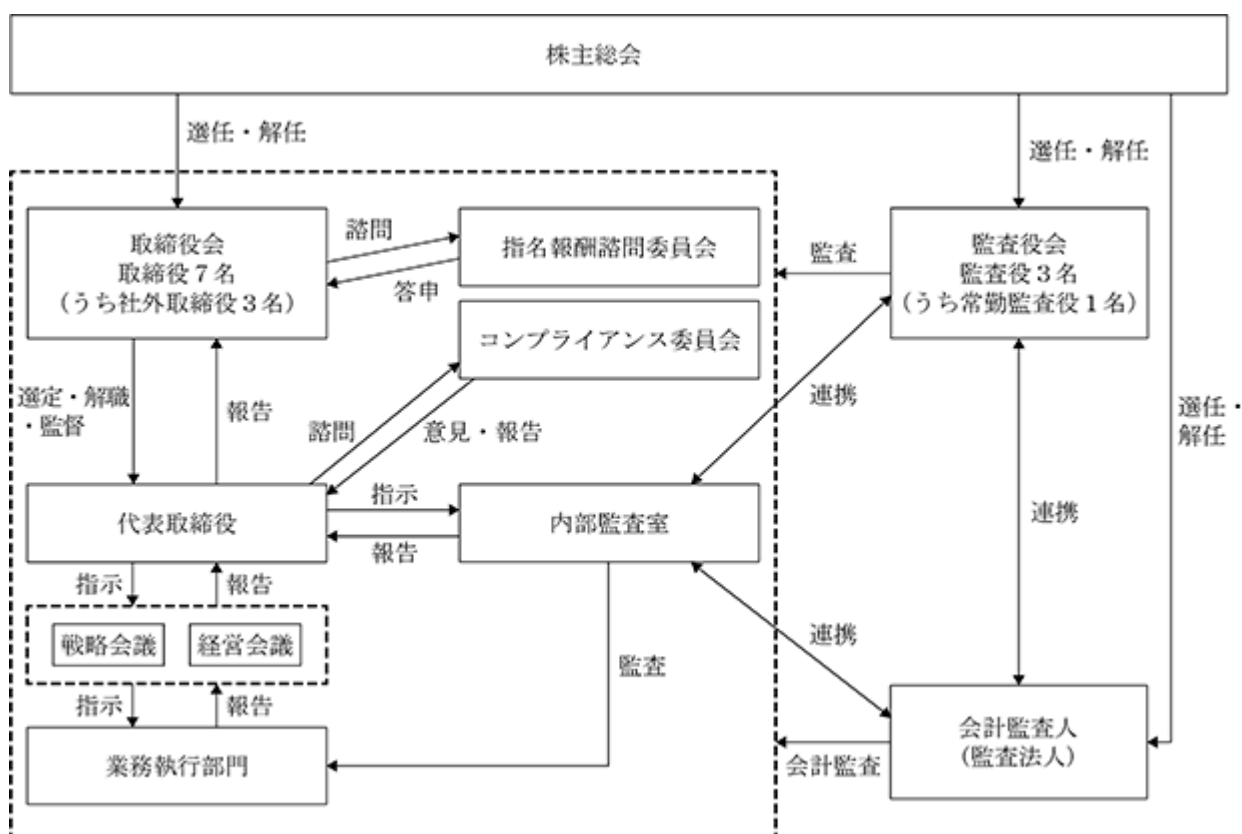
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考
えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバ
ナンスの強化は、当社グループが外部環境変化の著しいIT業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し
積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務執行の機動性を確保し、業務執行の監督を適切に監督する観点から、監査役会設置会社を採用し
ており、法定の機関として、株主総会、取締役会、取締役会、監査役及び監査役会、並びに会計監査人を設置してあり
ます。また、当社の事業規模に応じた、当社に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス体制を確立することを目的
として、任意の機関として、戦略会議や経営会議を設置するほか、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員
会、代表取締役の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

当社の企業統治の体制図は、以下のとおりであります。



氏名	役職名	取締役会	監査役会	戦略会議	経営会議	指名報酬 諮問委員会	コンプライア ンス委員会
吉松 徹郎	代表取締役会長				○	○	○
遠藤 宗	代表取締役社長	○		○			○
菅原 敬	取締役副会長	○		○	○		
山田 メユミ	取締役	○		○	○		
那珂 通雅	取締役（社外取締役）	○					
宇佐美 進典	取締役（社外取締役）	○				○	
鹿子木 光	取締役（社外取締役）						
原 陽年	監査役（社外監査役）	○			○	○	○
都 賢治	監査役（社外監査役）	○	○				
小武守 純子	監査役（社外監査役）	○	○				
上級執行役員				○	○		
業務執行部門責任者					○		○
関連部室長					○		○

： 討議機関の委員長又は議長、○：当該機関の構成員等

a 取締役会

取締役会は、取締役7名（社外取締役3名）で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する基本方針について意思決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会には、監査役3名（社外監査役3名）が出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等の監査を行っております。

当事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
吉松 徹郎	15回	15回
遠藤 宗	15回	15回
菅原 敬	15回	15回
山田 メユミ	15回	15回
那珂 通雅	15回	15回
宇佐美 進典	15回	14回
原 陽年	15回	15回
都 賢治	15回	14回
伊藤 章子	3回	3回
小武守 純子	12回	12回

（注）1 監査役の伊藤 章子氏は、2023年9月29日開催の定時株主総会をもって任期満了により退任しておりますので、退任前の出席状況を記載しております。

（注）2 監査役の小武守 純子氏は、2023年9月29日開催の定時株主総会で新たに選任され同日就任しておりますので、就任後の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ トレンダーズとの資本業務提携契約の締結

- ・取締役会実効性評価
- ・重要な社内規程の改定

b 監査役及び監査役会

監査役は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の監査役3名（社外監査役3名）を選任し、その全員が取締役会に、また常勤監査役が経営会議を含む重要な会議体及び委員会等に出席して、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を調査するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

また、監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査方針を決定し、各監査役の監査結果の報告及び協議を行っております。

c 戦略会議

戦略会議は、代表取締役を含む取締役（社外取締役を除く）及び上級執行役員により構成され、毎月2回開催しており、経営計画、経営戦略等の経営に関する事項のうちより重要なものを審議し、またその業務の執行状況を報告・監督しております。

d 経営会議

経営会議は、代表取締役を含む取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役及び業務執行部門における各責任者等により構成され、毎週1回開催しており、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議し、またその業務の執行状況を報告・監督しております。

e 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成され、取締役の指名に関する方針及び選解任に関する事項並びに取締役の報酬等に関する方針及び取締役個々の報酬等の内容について取締役会からの諮問に対し、適切な答申を行っております。

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会を6回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
那珂 通雅	6回	6回
吉松 徹郎	6回	6回
宇佐美 進典	6回	6回
原 陽年	6回	6回

指名報酬諮問委員会における具体的な検討内容のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・定時株主総会に提出する取締役選任議案の原案決定
- ・取締役個々の報酬の原案決定

f コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに則った経営の推進を確保するため、コンプライアンス部門担当役員を委員長、代表取締役、常勤監査役及び関連役員・部室長を含む委員により構成され、コンプライアンスの推進活動、コンプライアンス違反への対応や内部通報規程に基づく業務等を行っております。

内部統制システムの整備状況

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレート・ガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

ロ．内部統制システム構築の基本方針

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また、取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

(b) 取締役会については、社内規程に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。

(c) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。

(d) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また、企業理念にのっとった行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。

- (e) 当社は、法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人に対し、職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を、職制に基づいて行っております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社において保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものいたします。
(b) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社取締役等で構成される会議体を設置し、定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、社内規程に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。
(a) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社の取締役会とは別に構成される会議体に報告し、その是正を図ることとしております。
(b) () 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。
() 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。
() 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、取締役会とは別に構成される会議体において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。
(c) 子会社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
また、取締役会とは別に構成される会議体に各社代表取締役が出席し各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
(d) 当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととしております。
(b) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。
(c) (a)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
(a) 監査役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。
(b) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。
(c) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。

(d) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとしております。

h. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。

(b) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(c) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

イ. 被保険者の範囲 当社および子会社の取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員

ロ. 保険契約の内容

a. 個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して負担することとなった損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。

b. 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因するD&O訴訟については、填補の対象外としています。

c. 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

イ．剰余金の処分

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ロ．中間配当

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の処分

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応し財務戦略を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 30%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	吉松 徹郎	1972年 8月13日	1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役社長 2016年 6月 UTグループ株式会社 社外取締役 2018年10月 株式会社プラネット 社外取締役(現任) 2022年 9月 当社 代表取締役会長CEO(現任)	(注) 5	4,604,569
代表取締役社長	遠藤 宗	1973年 9月10日	1996年 4月 株式会社ヤナセ 入社 1998年 5月 株式会社船井総合研究所 入社 2003年 2月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォルン) 入社 2005年 3月 株式会社たしろ薬品 入社 2007年 1月 株式会社コスメネクスト(現株式会 社アイスタイルリテール) 取締役 2012年 6月 株式会社コスメ・コム(現株式会 社アイスタイルリテール) 取締役 2012年 7月 当社 入社 2014年 7月 株式会社コスメ・コム(現株式会 社アイスタイルリテール) 代表取締役 2014年 7月 株式会社コスメネクスト(現株式会 社アイスタイルリテール) 代表取締役(現任) 2016年 4月 istyle China Corporation Limited(現 istyle Global (Hong Kong) Co., Limited) 董事(現任) 2018年 9月 株式会社アイスタイルトレーディン グ 取締役(現任) 2020年 7月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2022年 9月 当社 代表取締役社長COO(現任) 2023年 1月 株式会社アイスタイルキャリア 代表取締役(現任)	(注) 5	2,228

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副会長	菅原 敬	1969年 8月13日	1996年 5月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 2000年 1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社 入社 2001年 9月 当社 非常勤取締役 2004年 9月 当社 取締役 2008年 2月 株式会社コスメ・コム(現株式会社 アイスタイルリテール) 代表取締役 2012年 9月 当社 取締役兼CFO 2015年 9月 istyle Global(Singapore) Pte.Limited 代表取締役(現任) 2016年 6月 株式会社iSGSインベストメントワー クス 取締役(現任) 2016年10月 istyle Retail(Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2018年 6月 Fringe81株式会社(現Unipos株式会 社) 社外取締役(現任) 2020年 1月 istyle China Co., Limited 董事長兼総経理 2021年 3月 株式会社オープンエイト 社外取締役(現任) 2022年 3月 Glowdayz, Inc 理事 2022年 9月 当社 取締役副会長CFO(現任) 2023年 7月 株式会社GENEROSITY 社外取締役(現任) 2024年 6月 Glowdayz, Inc 代表理事(現任)	(注) 5	290,675
取締役	山田 メユミ	1972年 8月30日	1995年 4月 香栄興業株式会社 入社 1997年 5月 株式会社キスミーコスメチックス (現株式会社伊勢半)入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役 2009年12月 当社 取締役(現任) 2012年 5月 株式会社サイバースター(2017年7 月1日当社に吸収合併)* 代表取締役 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ 取締役(現任) 2016年 3月 株式会社ISパートナーズ 代表取締役 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2017年 6月 株式会社かんぼ生命保険 社外取締役 2021年 6月 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2022年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス 社外取締役(現任)	(注) 5	715,200

* 株式会社サイバースターは、2014年8月1日付で株式会社アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	那珂 通雅	1964年 8月14日	1989年 4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取締役 2009年12月 シティグループ証券株式会社 取締役副社長 2010年11月 ストームハーバー証券株式会社 代表取締役社長 2011年 3月 GLM株式会社 監査役 2014年 7月 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 2014年 7月 株式会社eWeLL 取締役 2014年 9月 当社 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー 取締役 2016年 7月 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アクセルレーター 代表取締役(現任) 2019年 3月 株式会社ビジョン 取締役(現任) 2020年 5月 株式会社ベクトル 取締役(現任) 2021年 5月 HOUYOU株式会社(現實結株式会社) 社外取締役(現任) 2022年10月 HRクラウド株式会社 社外取締役(現任)	(注) 5	41,214
取締役	宇佐美 進典	1972年10月12日	1996年 4月 トーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社 1999年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 設立 取締役COO 2002年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 代表取締役CEO 2005年12月 株式会社サイバーエージェント 取締役 2018年10月 株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社(現株式会社CARTA HOLDINGS) 代表取締役 2019年 1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長 2019年 1月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現 CARTA COMMUNICATIONS) 取締役 2019年 7月 Fringe81株式会社(現Unipos株式会社) 社外取締役 2020年 1月 株式会社電通グループ DJNボード 2021年 9月 当社 取締役(現任) 2023年 1月 株式会社電通グループ DJアドバイザーボード 2023年 1月 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事(現任) 2023年 7月 株式会社CARTA COMMUNICATIONS 取締役会長(現任) 2023年10月 株式会社CARTA MARKETING FIRM 取締役会長(現任) 2024年 1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役社長執行役員(現任)	(注) 5	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	鹿子木 光	1964年6月11日	1989年6月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社) 東京オフィス 入社 1995年8月 Booz Allen & Hamilton Inc.(現Booz Allen Hamilton Inc.) シカゴオフィス 消費者プラクティス部門 勤務 1999年1月 ハイソックス日本株式会社 ディレクター 2003年8月 LVJグループ株式会社(現ルイ・ヴィトンジャパン株式会社) ヴァイスプレジデント 2008年10月 アディダスジャパン株式会社 ディレクター 2012年7月 ジースターインターナショナル株式会社 代表取締役 2012年7月 ジースターリテイルジャパン株式会社 代表取締役 2021年7月 ジースターインターナショナル株式会社 名誉相談役 2021年7月 ジースターリテイルジャパン株式会社 名誉相談役 2023年7月 株式会社グラニフ 社外取締役(現任) 2024年9月 当社 取締役(現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	原 陽年	1963年 5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1997年 4月 公認会計士登録 2001年 8月 株式会社インテラセット 入社 社長室長 2005年 9月 株式会社東洋新薬 入社 経営企画部長兼管理本部本部長 2007年10月 アーゲル・コンサルティング株式会 社 取締役(現任) 2008年 2月 当社 監査役(現任) 2013年12月 リネットジャパングループ株式会社 監査役 2021年12月 リネットジャパングループ株式会社 社外取締役監査等委員(現任)	(注) 6	
監査役	都 賢治	1959年11月14日	1983年 4月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1989年 3月 都会計事務所設立 所長 1990年 8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現任) 1992年 9月 株式会社グロービス 取締役 2003年 9月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 当社 監査役(現任) 2011年 3月 トレンダーズ株式会社 監査役 2011年 7月 デジタルコースト株式会社 (現株式会社チームスピリット) 取締役 2012年 8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 2013年 6月 株式会社グロービス 監査役(現任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現任) 2016年 7月 toBeマーケティング株式会社 監査役 2016年 9月 SATORI株式会社 取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アシロ 監査役 2018年 6月 株式会社サイバー・バズ 監査役 2019年12月 株式会社オープンエイト 監査役(現任) 2020年 5月 株式会社フォトラクション 監査役(現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ 社外取締役監査等委員(現任)	(注) 6	20,171
監査役	小武守 純子	1968年 1月16日	1990年 4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券 株式会社) 入社 1995年10月 センチュリー監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 1999年 4月 公認会計士登録 2001年10月 KPMGビジネスアシュアランス株式会 社(現KPMGコンサルティング株式会 社) 出向 2008年10月 小武守公認会計士事務所設立 代表(現任) 2019年 3月 toBeマーケティング株式会社 常勤監査役 2023年 9月 当社 監査役(現任)	(注) 6	
計					5,674,057

(注) 1 取締役 那珂通雅、宇佐美進典及び鹿子木光は、社外取締役であります。

2 監査役 原陽年、都賢治及び小武守純子は、社外監査役であります。

3 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。なお、2024年6月30日現在の実質持株数を記載しております。

- 取締役の山田メユミにつきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美であります。
- 取締役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 監査役の任期は、2023年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。社外取締役及び社外監査役の選定にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外役員とする。

当社を主要な取引先（直近の連結会計年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けたものをいう。）とする者又はその業務執行者

当社の主要な取引先（直近の連結会計年度における当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行ったもの、又は当社グループに対する融資残高が当社の連結総資産額の2%以上の額を占めていたものをいう。）又はその業務執行者

当社から役員報酬以外に多額金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

(注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

2. 多額とは、個人の場合には事業年度あたり1,000万円以上、団体（法人・組合等）の場合には総収入の2%以上の額をいう。

当社は、社外取締役那珂通雅、社外取締役宇佐美進典、社外取締役鹿子木光、社外監査役原陽年、社外監査役都賢治及び社外監査役小武守純子を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出を行っております。

社外取締役那珂通雅は、株式会社ビジョン、株式会社ベクトル及びHRクラウド株式会社の取締役を兼任しており、同社らと当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引金額は、同社ら及び当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高の2%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。社外取締役宇佐美進典は、当社の主要な取引先である株式会社CARTA COMMUNICATIONSの取締役会長に就任しておりますが、同社の業務執行者ではないことから、当社の「社外役員の独立性基準」を満たしていると判断しております。社外監査役都賢治は、株式会社グロービス及び株式会社オープンエイトの監査役並びに株式会社サイバー・バズの社外取締役監査等委員を兼任しており、トレンダーズ株式会社の監査役を兼任しておりました。同社らと当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引金額は、同社ら及び当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高の2%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、各社外役員の所有持株数は、役員一覧に記載のとおりです。上記以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役3名、社外監査役3名は、会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言及び監査を実施しております。社外取締役3名は、経営管理部門及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性及び有効性の向上に、また社外監査役3名は、情報交換を行うことで内部監査室及び内部統制部門との相互連携を図り、監査の効率性及び有効性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

当事業年度において当社は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原 陽年	17回	17回
都 賢治	17回	16回
小武守 純子	11回	11回
伊藤 章子	6回	6回

- (注) 1 小武守純子氏における開催回数及び出席回数は、2023年9月29日就任以降に開催された監査役会を対象としております。
2 伊藤章子氏は、2023年9月29日開催の定時株主総会をもって任期満了により退任しておりますので、退任前の出席状況を記載しております。

監査役会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画や会計監査人の監査の方法及び結果の相当性のほか、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況やグループ全体でのコンプライアンス体制等です。

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による取締役会とは別に構成される会議体及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各事業部門、当社グループの取締役及び監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき、当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しております。取締役会及び監査役会に監査結果を直接報告する仕組みについては検討中の状況ではありますが、監査結果は、実施した都度、代表取締役及び監査役へ報告を行っております。

当社の内部監査の人員は1名であり、内部監査について相当程度の知見と経験を有するものであります。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携)

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、定期的に会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

b. 継続監査期間

16年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 鈴木 登樹男

指定有限責任社員業務執行社員 能勢 直子

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他22名

e. 監査法人の選定方針と理由

(選定方針)

当社の監査役及び監査役会では、監査法人候補の独立性と専門性を適切に評価するために、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」を定めております。

当社監査役会は、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」に従い、監査法人の監査実施状況の把握・評価を行っております。

(選定理由)

当社の監査役及び監査役会が有限責任監査法人トーマツを監査法人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

また、監査法人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について適宜確認を行っております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、品質管理体制、独立性、経営者・監査等委員・経理財務部門とのコミュニケーションなどの選定方針の項目に基づき会計監査人を評価した結果、会計監査は適正であったと総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	51		51	
連結子会社				
計	51		51	

前連結会計年度は、上記以外に前々連結会計年度の監査に係る追加報酬が4百万円発生しております。

当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬が2百万円発生しております。

(非監査業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツのメンバーファームに対する報

酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両社で協議の上、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の職務遂行状況、必要な監査日数及び人員数等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 報酬制度の基本方針

- () 取締役の報酬等の総額については、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して決定します。
- () 取締役個々の報酬等については、会社の業績や経営内容、経済情勢及び各人の年度評価、次期の職責を勘案して決定します。

2) 報酬制度の体系

取締役の報酬体系は、各取締役の役位及び担当職務に応じた固定報酬のみとし、月次報酬として支給します。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

3) 報酬の決定方法等

取締役の基本報酬については、取締役会が、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえ、決定します。

b) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役 員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	137	137				4
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	28	28				6

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額250百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。
2. 取締役への報酬については委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成される指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえた上で決定されていることから、取締役会としては、その内容は取締役会で決裁された方針に沿うものであると判断しております。
3. 対象となる社外役員の報酬等の総額及び員数には、2023年9月29日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及びその報酬等の金額を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である株式には、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を、純投資目的以外の目的である投資株式には、それらの目的に加えて当社の中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとし、その中には上場株式が含まれる場合もあります。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合は、以下のとおり対応することといたします。

担当取締役が、適宜、政策保有株式を保有することの合理性の検証を行い、取締役会に諮ることとし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資しないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮しながら、売却することを検討いたします。

また、当社が高い議決権比率を有する投資先については、企業との対話を行い、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを基準として、議案に対する賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	210
非上場株式以外の株式	1	412

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ハウス オブローゼ	260,000	260,000	株式会社ハウス オブ ローゼのプライベート化粧品 の海外拡販とアイスタイルグループの海外販路の 拡大を目指していくにあたり、両社の連携を一層 深めるため、株式を取得いたしました。 定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、 保有の合理性はa.で記載の方法により検証して おります。	無
	412	421		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	15	408	18	393
非上場株式以外の株式	1	61	1	61

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式		26	69	24
非上場株式以外の株式				

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)及び事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適正な財務報告のための社内体制構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などを通して、積極的な専門知識を蓄積すること並びに情報収集活動に努めております。また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,723	5,762
受取手形、売掛金及び契約資産	1 4,149	1 4,646
商品	2,945	4,217
営業投資有価証券	998	1,070
その他	421	796
貸倒引当金	4	6
流動資産合計	15,231	16,484
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,233	2,242
減価償却累計額	1,374	1,315
建物（純額）	860	927
リース資産	1,640	1,829
減価償却累計額	1,178	1,509
リース資産（純額）	462	319
その他	863	1,228
減価償却累計額	596	712
その他（純額）	267	516
有形固定資産合計	1,588	1,762
無形固定資産		
のれん	1,361	1,223
ソフトウェア	1,794	1,697
その他	694	652
無形固定資産合計	3,849	3,572
投資その他の資産		
投資有価証券	2 999	2 3,557
敷金及び保証金	1,826	1,814
繰延税金資産	506	656
その他	332	326
貸倒引当金	31	31
投資その他の資産合計	3,632	6,322
固定資産合計	9,070	11,656
資産合計	24,301	28,141

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,043	2,711
短期借入金	3 500	3 450
1年内返済予定の長期借入金	555	758
未払金	816	1,527
リース債務	214	251
未払法人税等	303	326
契約負債	698	819
賞与引当金	445	424
事業構造改善引当金	17	
その他	780	971
流動負債合計	6,371	8,237
固定負債		
長期借入金	2,906	3,185
転換社債型新株予約権付社債	4,000	4,000
リース債務	255	77
その他	79	455
固定負債合計	7,240	7,717
負債合計	13,611	15,953
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,467	5,719
資本剰余金	4,558	3,662
利益剰余金	708	507
自己株式	280	280
株主資本合計	9,038	9,607
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	99	87
為替換算調整勘定	961	1,284
その他の包括利益累計額合計	1,061	1,371
新株予約権	437	1,011
非支配株主持分	155	198
純資産合計	10,690	12,187
負債純資産合計	24,301	28,141

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
売上高	1	42,890	1	56,085
売上原価		23,720		31,440
売上総利益		19,171		24,645
販売費及び一般管理費	2, 3	18,353	2, 3	22,705
営業利益		817		1,940
営業外収益				
受取利息		6		7
受取配当金		7		7
助成金収入		10		5
持分法による投資利益		17		72
その他		35		22
営業外収益合計		74		113
営業外費用				
支払利息		59		49
為替差損		178		106
投資事業組合運用損		6		3
遊休資産諸費用		168		168
支払手数料		60		1
その他		11		6
営業外費用合計		481		332
経常利益		410		1,721
特別利益				
固定資産売却益	4	1	4	6
関係会社株式売却益		0		0
新株予約権戻入益		0		0
資産除去債務戻入益		15		0
負ののれん発生益				0
投資有価証券売却益				0
特別利益合計		16		6
特別損失				
減損損失	5	7	5	108
店舗閉鎖損失				17
事業構造改善引当金繰入額	6	16		
事業構造改善費用	7	11	7	13
その他				1
特別損失合計		35		139
税金等調整前当期純利益		392		1,589
法人税、住民税及び事業税		371		462
法人税等調整額		281		122
法人税等合計		89		340
当期純利益		302		1,249
非支配株主に帰属する当期純利益		27		34
親会社株主に帰属する当期純利益		275		1,214

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)
当期純利益	302	1,249
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	19
為替換算調整勘定	254	332
持分法適用会社に対する持分相当額	219	31
その他の包括利益合計	1 34	1 320
包括利益	336	1,568
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	312	1,525
非支配株主に係る包括利益	24	43

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年 7月 1日 至 2023年 6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,756	3,937	983	280	7,430	319	705	1,024	1	198	8,652
当期変動額											
新株の発行	712	712			1,423						1,423
親会社株主に帰属する当期純利益			275		275						275
連結子会社株式の取得による持分の増減		132			132						132
連結子会社の増資による持分の増減		42			42						42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						219	256	37	436	43	430
当期変動額合計	712	621	275		1,608	219	256	37	436	43	2,038
当期末残高	5,467	4,558	708	280	9,038	99	961	1,061	437	155	10,690

当連結会計年度(自 2023年 7月 1日 至 2024年 6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,467	4,558	708	280	9,038	99	961	1,061	437	155	10,690
当期変動額											
新株の発行	251	251			503						503
親会社株主に帰属する当期純利益			1,214		1,214						1,214
連結子会社株式の取得による持分の増減		1,148			1,148						1,148
連結子会社の増資による持分の増減											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						12	323	310	574	43	928
当期変動額合計	251	896	1,214		570	12	323	310	574	43	1,497
当期末残高	5,719	3,662	507	280	9,607	87	1,284	1,371	1,011	198	12,187

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	392	1,589
減価償却費	1,919	1,854
のれん償却額	199	208
株式報酬費用	298	579
減損損失	7	108
店舗閉鎖損失	-	17
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	2
賞与引当金の増減額(は減少)	261	36
投資損失引当金の増減額(は減少)	65	-
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	16	17
持分法による投資損益(は益)	17	72
受取利息及び受取配当金	13	13
支払利息	59	49
為替差損益(は益)	159	93
投資事業組合運用損益(は益)	6	3
支払手数料	60	-
固定資産売却損益(は益)	1	6
関係会社株式売却損益(は益)	0	-
新株予約権戻入益	0	0
資産除去債務戻入益	15	-
負ののれん発生益	-	0
投資有価証券売却損益(は益)	-	0
売上債権の増減額(は増加)	990	396
営業投資有価証券の増減額(は増加)	101	23
棚卸資産の増減額(は増加)	467	1,132
仕入債務の増減額(は減少)	614	554
未払金の増減額(は減少)	165	267
その他	290	80
小計	2,978	3,750
利息及び配当金の受取額	13	77
利息の支払額	58	49
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	9	442
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,942	3,336

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資事業組合からの分配による収入	56	69
有形固定資産の取得による支出	139	641
無形固定資産の取得による支出	1,126	1,131
投資有価証券の取得による支出	-	2,673
差入保証金の差入による支出	89	107
差入保証金の回収による収入	88	94
定期預金の預入による支出	52	-
定期預金の払戻による収入	214	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 136
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	27	-
事業譲受による支出	3 231	-
その他	6	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,247	4,569
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000	50
長期借入れによる収入	2,000	1,200
長期借入金の返済による支出	6,695	761
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	5,000	-
リース債務の返済による支出	256	250
株式の発行による収入	419	498
新株予約権の発行による収入	142	-
非支配株主からの払込みによる収入	50	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	208	478
支払手数料の支払額	65	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	612	160
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	102
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,069	972
現金及び現金同等物の期首残高	5,690	6,759
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,759	1 5,787

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社アイスタイルリテール

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Over The Border

株式会社istyle me

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte.Limited

istyle Global (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

i-TRUE Communications Inc.

MUA Inc.

Glowlazy, Inc.

なお、当連結会計年度において、連結子会社である、istyle China Corporation Limitedは、istyle Global (Hong Kong) Co., Limitedに社名変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

連結の範囲から除いた理由

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

LiME株式会社

トレンダーズ株式会社

なお、当連結会計年度にトレンダーズ株式会社の株式を取得したことにより、当連結会計年度末において持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

持分法を適用しない理由

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)アイスタイルリテール、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Over The Border、(株)istyle meの決算日は6月30日、istyle China Co., Limited、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.は12月31日、istyle Global (Singapore) Pte. Limitedは3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、istyle China Co., Limited、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.及びistyle Global (Singapore) Pte. Limitedは6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の連結子会社については子会社の決算日の財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）及び先入先出法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主として、マーケティング支援事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

リテール事業の化粧品ECサイトの運営の履行義務の充足時点については、当該商品は自国内での販売のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。リテール事業の化粧品専門店の運営事業の履行義務については、商品を顧客へ引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。

さらに、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、ポイント負担金を差し引いた金額で収益認識することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	1,361	1,223

(注) 当連結会計年度の主な内訳は、Glowdayz, Inc.取得に係るのれん973百万円、i-TRUE Communications Inc.取得に係るのれん228百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

連結財務諸表に計上しているのれんは、連結子会社等を取得した際に生じたものであり、取得時における将来事業計画に基づき算定された超過収益力をのれんとして認識しており、その効果が発現すると見積られる期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、のれんの残存償却期間における事業戦略や市場データに基づく売上高の成長率及び営業利益率の予測、契約ブランド数や単価の将来見込みなどを主要な仮定として、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
受取手形	1百万円	-百万円
売掛金	4,020百万円	4,446百万円
契約資産	128百万円	199百万円
計	4,149百万円	4,646百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
投資有価証券(株式)	34百万円	2,681百万円

- 3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	4,800百万円	4,800百万円
借入実行残高	500百万円	450百万円
差引額	4,300百万円	4,350百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給与手当	4,137百万円	4,805百万円
賃借料	3,277百万円	4,228百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	2,118百万円	2,062百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	2百万円
賞与引当金繰入額	436百万円	412百万円
支払手数料	1,943百万円	2,996百万円
研究開発費	5百万円	3百万円

- 3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
	5百万円	3百万円

- 4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
建物	0百万円	6百万円
その他	0百万円	-百万円
計	1百万円	6百万円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
リテール事業 事業資産 ()	東京都	リース資産(有形)	7百万円
リテール事業 事業資産 ()	東京都	その他(有形固定資産)	0百万円
合計			7百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、国内店舗における一部の固定資産の使用を中止したため、7百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。

()変更後のセグメント情報で記載しております。詳細は「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
マーケティング支援事業 事業資産	東京都	その他(無形固定資産)	85百万円
リテール事業 事業資産	東京都	建物	5百万円
	東京都	その他(有形固定資産)	18百万円
	計		24百万円
合計			108百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、マーケティング支援事業の事業資産については、無形固定資産(その他)に計上しているソフトウェア仮勘定について将来の開発計画を見直した結果、遊休資産となった部分について減損損失を計上しております。リテール事業の事業資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、マーケティング支援事業の事業資産、リテール事業の事業資産とも、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。

6 事業構造改善引当金繰入額

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

海外子会社の事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

7 事業構造改善費用

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

海外子会社の事業構造改善に伴い発生した費用を計上しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

海外子会社の事業構造改善に伴い発生した費用を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1百万円	29百万円
組替調整額	- 百万円	1百万円
税効果調整前	1百万円	30百万円
税効果額	- 百万円	12百万円
その他有価証券評価差額金	1百万円	19百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	254百万円	332百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	254百万円	332百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	254百万円	332百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	219百万円	31百万円
その他の包括利益合計	34百万円	320百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74,146,800	5,416,793		79,563,593

(変動事由の概要)

第25回新株予約権の権利行使による増加 1,600,000株

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加 3,816,793株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,567			2,693,567

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第24回新株予約権	普通株式	-	43,604,700	-	43,604,700	114
	第25回新株予約権	普通株式	-	7,000,000	1,600,000	5,400,000	14
	第26回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	209
	第27回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	98
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式	-	9,541,984	-	9,541,984	(注4)
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式	-	5,725,190	-	5,725,190	(注4)
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式	-	3,816,793	3,816,793	-	(注4)	
連結子会社	第1回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
合計			-	69,688,667	5,416,793	64,271,874	437

(注) 1 第24回から第25回の新株予約権及び第1回から第3回の無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

2 第25回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度減少は、権利行使によるものであります。

3 第26回から第27回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。また、連結子会社の第1回新株予約権についても、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	79,563,593	1,900,000	-	81,463,593

(変動事由の概要)

第25回新株予約権の権利行使による増加 1,900,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,567	-	-	2,693,567

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第24回新株予約権	普通株式	43,604,700	-	-	43,604,700	114
	第25回新株予約権	普通株式	5,400,000	-	1,900,000	3,500,000	9
	第26回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	479
	第27回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	407
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式	9,541,984	-	-	9,541,984	(注3)
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2022年9月6日発行)	普通株式	5,725,190	-	-	5,725,190	(注3)
連結子会社	第1回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
合計			64,271,874	-	1,900,000	62,371,874	1,011

- (注) 1 第25回新株予約権の当連結会計年度減少は、権利行使によるものであります。
2 第26回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利確定条件を満たしておりません。
第27回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりますが、一部を除き権利確定条件を満たしておりません。
また、連結子会社の第1回新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	6,723百万円	5,762百万円
預け金のうち容易に現金化可能なもの	36 "	25 "
現金及び現金同等物	6,759百万円	5,787百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

株式の取得により、新たに株式会社シドニーを連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)は次のとおりです。

流動資産	407百万円
固定資産	175 "
流動負債	195 "
固定負債	43 "
負ののれん発生益	0 "
株式の取得価額	344百万円
現金及び現金同等物	208 "
差引：取得のための支出	136百万円

3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受けにより増加した資産及び負債の内訳

前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社の連結子会社である株式会社アイスタイルリテールは株式会社ミズの運営する化粧品専門店「東京小町」を事業譲受しております。事業譲受に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりです。

流動資産	123百万円
固定資産	75 "
のれん	33 "
事業の譲受価額	231百万円
差引：事業譲受による支出	231百万円

当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

4 重要な非資金取引は、以下のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権の行使による 資本金増加額	500百万円	- 百万円
転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権の行使による 資本準備金増加額	500 "	- "
転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権の行使による 転換社債型新株予約権付社債 減少額	1,000百万円	- 百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びIFRS第16号「リース」適用海外子会社におけるリース資産

リース資産の内容

- ・有形固定資産

主として、IFRS第16号「リース」適用海外子会社における店舗及びオフィスの賃借料等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内	1,685百万円	1,507百万円
1年超	6,404 "	4,897 "
合計	8,089百万円	6,404百万円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。転換社債型新株予約権付社債は設備投資資金および有利子負債の返済を目的とした資金調達であり、全額が無利子の転換社債型新株予約権付社債であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2023年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券	421	421	
(2)敷金及び保証金	1,623	1,512	112
資産計	2,044	1,933	112
(1)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,461	3,451	10
(2)転換社債型新株予約権付社債	4,000	3,979	21
(3)リース債務 (長期リース債務を含む)	469	481	13
負債計	7,930	7,911	18

連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券	3,022	2,782	240
(2)敷金及び保証金	1,500	1,387	113
資産計	4,522	4,169	353
(1)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,943	3,932	11
(2)転換社債型新株予約権付社債	4,000	3,969	31
(3)リース債務 (長期リース債務を含む)	328	334	6
負債計	8,271	8,235	36

- 1 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めて表示しております。
- 2 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注)1.市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

営業投資有価証券

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
(1)上場株式 (1)	61	61
(2)非上場株式	937	1,010
合計	998	1,070

(1) : TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等を含めております。

投資有価証券

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
(1)非上場株式	255	292
(2)投資事業組合への出資持分(2)	323	243
合計	578	535

(2) : 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については時価開示の対象とはしていません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,723			
受取手形、売掛金及び 契約資産	4,149			
合計	10,872			

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,762			
受取手形、売掛金及び 契約資産	4,646			
合計	10,408			

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	555	505	505	505	236	1,156
転換社債型新株予約 権付社債			4,000			
リース債務	214	201	54			
合計	769	706	4,559	505	236	1,156

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	758	758	742	456	178	1,052
転換社債型新株予約 権付社債		4,000				
リース債務	251	75	1	1	0	
合計	1,008	4,833	743	457	178	1,052

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	421			421
資産計	421			421

当連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	412			412
資産計	412			412

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		1,512		1,512
資産計		1,512		1,512
長期借入金 (1年内返済予定のものを 含む)		3,451		3,451
転換社債型新株予約権付社債		3,979		3,979
リース債務 (長期リース債務を含む)		481		481
負債計		7,911		7,911

当連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 関連会社株式	2,370			2,370
敷金及び保証金		1,387		1,387
資産計	2,370	1,387		3,757
長期借入金 (1年内返済予定のものを 含む)		3,932		3,932
転換社債型新株予約権付社債		3,969		3,969
リース債務 (長期リース債務を含む)		334		334
負債計		8,235		8,235

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、全額が無利息のため元金の合計額をリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(長期リース債務を含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	421	469	48
債券	0	21	21
その他			
小計	421	490	69
合計	421	490	69

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等)に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,192百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額323百万円)についても、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	412	469	57
債券	0	21	21
その他			
小計	412	490	78
合計	412	490	78

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等)に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,302百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、持分法適用の上場関連会社株式(連結貸借対照表計上額2,610百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額243百万円)についても、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4	4	
債券			
その他			
合計	4	4	

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	31	27	
債券			
その他			
合計	31	27	

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当連結会計年度において100百万円(営業投資有価証券100百万円)の減損処理を行っております。なお、前連結会計年度まで計上していた投資損失引当金 65百万円については、当連結会計年度において戻し入れておりません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当連結会計年度において24百万円(営業投資有価証券24百万円)の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	298百万円	579百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	0百万円	0百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社		
種類	第9回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回新株予約権
決議年月日	2015年9月25日	2022年9月13日	2022年9月13日
付与対象者の 区分及び人数	当社代表取締役1名	当社取締役2名 当社従業員120名 当社子会社取締役3名 当社子会社従業員19名	当社取締役2名
株式の種類及 び付与数(注)	普通株式9,600,000株	普通株式1,212,200株	普通株式2,000,000株
付与日	2015年10月16日	2022年9月13日	2022年9月13日
権利確定条件	<p>権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。</p> <p>2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期が (a) 営業利益が2,100百万円以上となった場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が3,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%</p>	<p>本新株予約権の割当日から2024年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であること。</p> <p>また、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・監査役又は従業員であること。</p> <p>2023年6月期から2025年6月期のいずれかの期において、EBITDAが2,500百万円以上となること。</p>	<p>以下の各期間においても当社または当社関係会社の取締役・監査役又は従業員であること。</p> <p>(a) 2022年9月13日から2023年6月30日：新株予約権の総数の5% (b) 2022年9月13日から2024年6月30日：新株予約権の総数の5% (c) 2022年9月13日から2025年6月30日：新株予約権の総数の10% (d) 2022年9月13日から2026年6月30日：新株予約権の総数の10% (e) 2022年9月13日から2027年6月30日：新株予約権の総数の70%</p> <p>2,000,000株のうち600,000株については、2023年6月期から2025年6月期のいずれかの期において、EBITDAが2,500百万円以上となること。</p> <p>2,000,000株のうち1,400,000株については、上記の行使条件の追加として、2024年6月期から2026年6月期のいずれかの期において、以下に掲げる条件を達成し、かつ、条件を達成した期における親会社株主に帰属する当期純利益が0円以上となる場合、以後、以下に掲げる割合を限度に本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) EBITDAが3,250百万円以上となった場合 行使可能割合：30% (b) EBITDAが3,350百万円以上となった場合 行使可能割合：20% (c) EBITDAが3,450百万円以上となった場合 行使可能割合：30% (d) EBITDAが3,550百万円以上となった場合 行使可能割合：20%</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	2022年9月13日から 2024年12月31日まで	2022年9月13日から2027年6月30日まで
権利行使期間	2016年10月1日から2025年9月30日まで	2023年10月1日から2026年2月28日まで	2023年10月1日から2027年7月31日まで

会社名	(株)istyle me (連結子会社)
種類	第1回新株予約権
決議年月日	2023年4月7日
付与対象者の区分及び人数	(株)istyle me 代表取締役1名 取締役1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式70株
付与日	2023年4月10日
権利確定条件	本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2024年6月期又は2025年6月期のいずれかの事業年度における(株)istyle meの決算書上の損益計算書における売上高が140百万円以上となること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2024年10月1日から2025年12月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。
株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数の調整を行うものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、2015年10月1日付にて1株に対して2株の割合で、2016年2月1日付にて1株に対して2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社			(株)istyle me (連結子会社)
	第9回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	
種類	第9回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権	第1回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2022年 9月13日	2022年 9月13日	2023年 4月7日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)		1,173,200	2,000,000	70
付与(株)				
失効(株)		30,000		
権利確定(株)			200,000	
未確定残(株)		1,143,200	1,800,000	70
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	4,800,000			
権利確定(株)			200,000	
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)	4,800,000		200,000	

単価情報

会社名	提出会社		
	第9回 新株予約権	第26回 新株予約権	第27回 新株予約権
種類			

決議年月日	2015年 9月25日	2022年 9月13日	2022年 9月13日
権利行使価格(円)	397	29.7	29.7
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	0.25	3.77	2.61

会社名	(株)istyle me (連結子会社)
種類	第1回 新株予約権
決議年月日	2023年 4月7日
権利行使価格(円)	150,000
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社である(株)istyle meのストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、時価純資産法に基づいた方法によっております。なお、ストック・オプションの付与時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価を記載しておりません。

なお、当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件等を考慮し、失効数を見積もっております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しており、第9回新株予約権について、この会計処理を採用しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3.(2)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、当社の第9回、第26回、第27回新株予約権、連結子会社である㈱istyle meの第1回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	663百万円	600百万円
税務上の繰越欠損金(注)3	1,508百万円	1,411百万円
ポイント未使用額	138百万円	178百万円
賞与引当金	132百万円	121百万円
貸倒引当金	11百万円	11百万円
未払事業税	45百万円	65百万円
営業投資有価証券	151百万円	102百万円
その他	217百万円	232百万円
繰延税金資産小計	2,863百万円	2,720百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	1,361百万円	1,127百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	875百万円	797百万円
評価性引当額小計(注)2	2,236百万円	1,923百万円
繰延税金資産合計	627百万円	797百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	66百万円	64百万円
その他	56百万円	77百万円
繰延税金負債合計	121百万円	141百万円
繰延税金資産(負債)の純額	506百万円	656百万円

- (注) 1. 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。
2. 評価性引当額が312百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が234百万円減少したことに伴うものであります。
3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			17	17		1,474	1,508百万円
評価性引当額			10	15		1,336	1,361百万円
繰延税金資産			7	2		138	(b)147百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金1,508百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産147百万円を計上しております。当該繰延税金資産147百万円は、連結子会社株式会社アイスタイルリテールにおける税務上の繰越欠損金の残高134百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社アイスタイルトレーディングにおける税務上の繰越欠損金の残高10百万円(法定実効税率を乗じた額)及び連結子会社株式会社Over The Borderにおける税務上の繰越欠損金の残高4百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)		17	17		97	1,281	1,411百万円
評価性引当額			15		93	1,019	1,127百万円
繰延税金資産		17	2		4	262	(d)285百万円

- (c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (d) 税務上の繰越欠損金1,411百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産285百万円を計上しております。当該繰延税金資産は、主に当社及び連結子会社について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	51.9%	12.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3%	0.1%
のれん償却	14.8%	3.9%
持分法による投資利益	1.3%	1.4%
住民税均等割等	4.6%	1.2%
関係会社株式評価損認容	-	5.1%
評価性引当額の増減	92.3%	20.9%
連結子会社の適用税率差異	20.6%	7.4%
税額控除	9.8%	2.7%
その他	4.2%	3.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.8%	21.4%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「持分法による投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において「その他」に表示していた2.8%は、「持分法による投資利益」1.3%、「その他」4.2%として組替えております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

子会社株式の追加取得

当社は、2023年8月付で、Glowdayz, Inc.の株式を追加取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : Glowdayz, Inc.

事業の内容 : 「GLOWPICK」を中心としたマーケティング事業と化粧品流通事業

(2) 企業結合日

2023年8月31日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率 54.1%

企業結合日に取得した議決権比率 45.9%

取得後の議決権比率 100.0%

(6) その他取引の概要に関する事項

当該取引は、Glowdayz, Inc.を完全子会社とし、より一層の連携強化を図るために行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金（未払金を含む）	1,148百万円
取得原価		1,148百万円

2023年8月末の取得為替レート1KRW = 0.11344円で計算しております。

なお、2023年8月末日に全ての株式の取得が完了しておりますが、支払は3回分割支払の契約となっており、1回目の支払は2023年8月末日に478百万円、2回目の支払は2024年8月末日に335百万円、3回目の支払は2025年8月末日に335百万円となっております。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,148百万円

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループが使用している、一部建物の賃貸借契約において、当該賃貸建物等に係る有形固定資産（内部造作等）の除去などの原状回復が契約で要求されていることから、当該有形固定資産に関連する資産除去債務を計上しなければならない場合があります。この場合において、当該賃貸借契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金に回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,050	4,021
契約資産	103	128
契約負債	516	698

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関連するものです。当社グループから顧客にポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用又は失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。なお、顧客から受け取った前受金に関する契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、516百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位:百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,021	4,446
契約資産	128	199
契約負債	698	819

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関連するものです。当社グループから顧客にポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用又は失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。なお、顧客から受け取った前受金に関する契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、698百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は化粧品関連事業であり、化粧品に関するクチコミサイト及び当該サイトを軸にしたマーケティング支援事業、リテール事業、グローバル事業を展開しております。したがって、当社グループは提供サービス及び取扱商品の区分により、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約した「マーケティング支援事業」、「リテール事業」、「グローバル事業」の3つを報告セグメントとしております。

マーケティング支援事業には、国内でのマーケティング支援事業等が属しております。

リテール事業には、国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店の運営等が属しております。

グローバル事業には、日本国外で展開するサービスが属しております。

なお、その他事業の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、ユーザー向けのBtoC課金サービス、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、より戦略に沿った情報開示と事業領域の区分整理のため、セグメント名称の変更及び一部サービスの計上セグメントを変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

旧セグメント	新セグメント
On Platform事業	マーケティング支援事業 (BtoC課金サービスをその他事業に変更)
Beauty Service事業	リテール事業
Global事業	グローバル事業
その他事業	その他事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

	報告セグメント				その他 事業 (注)1 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテール 事業 (百万円)	グローバ ル事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
一時点で移転される財 又はサービス		29,222	3,631	32,854		32,854		32,854
一定の期間にわたり 移転される財 又はサービス	7,457		764	8,221	1,811	10,032		10,032
顧客との契約から生じる 収益	7,457	29,222	4,395	41,075	1,811	42,886		42,886
その他の収益					4	4		4
外部顧客への売上高	7,457	29,222	4,395	41,075	1,816	42,890		42,890
セグメント間の内部 売上高又は振替高	586	42	10	638	30	668	668	
計	8,043	29,264	4,405	41,713	1,845	43,558	668	42,890
セグメント利益又は損失 ()	1,136	1,397	86	2,447	224	2,671	1,853	817
セグメント資産	4,098	8,558	5,024	17,680	1,362	19,042	5,259	24,301
その他項目								
減価償却費	1,346	304	217	1,868		1,868	51	1,919
減損損失		7		7		7		7
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,075	167	2	1,243		1,243	7	1,250

- (注) 1. 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業、BtoC課金サービス等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,853百万円は、セグメント間取引消去0百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,854百万円であります。
3. セグメント資産の調整額5,259百万円は、セグメント間取引消去 5,516百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産10,774百万円であります。
4. 減価償却費の調整額51百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産51百万円に係るものであります。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7百万円は、セグメント間取引消去 2百万円及び報告セグメントに配分していない全社資産9百万円であります。
6. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

	報告セグメント				その他 事業 (注) 1 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテー ル事業 (百万円)	グロー バル 事業 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
一時点で移転される財 又はサービス		42,145	3,107	45,253		45,253		45,253
一定の期間にわたり 移転される財 又はサービス	8,344		827	9,172	1,634	10,806		10,806
顧客との契約から生じる 収益	8,344	42,145	3,935	54,424	1,634	56,059		56,059
その他の収益					26	26		26
外部顧客への売上高	8,344	42,145	3,935	54,424	1,661	56,085		56,085
セグメント間の内部 売上高又は振替高	895	95	2	991	35	1,026	1,026	
計	9,239	42,240	3,937	55,416	1,696	57,111	1,026	56,085
セグメント利益又は損失 ()	1,617	2,636	209	4,044	252	4,296	2,356	1,940
セグメント資産	4,313	11,038	4,352	19,702	1,413	21,115	7,026	28,141
その他項目								
減価償却費	1,162	378	262	1,803		1,803	51	1,854
減損損失	85	24		108		108		108
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,139	635	11	1,784		1,784	34	1,818

(注) 1. 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業、BtoC課金サービス等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 2,356百万円は、セグメント間取引消去 3百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,360百万円であります。

3. セグメント資産の調整額7,026百万円は、セグメント間取引消去 5,611百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産12,637百万円であります。

4. 減価償却費の調整額51百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産51百万円に係るものであります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額34百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産34百万円であります。

6. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
39,572	3,261	57	42,890

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,115	473	-	1,588

(注) アジアのうち、中国(香港含む)は462百万円であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
52,907	3,123	55	56,085

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,437	325		1,762

(注) アジアのうち、中国(香港含む)は322百万円であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

	報告セグメント				その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテール事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失		7		7			7

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

	報告セグメント				その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテール事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	85	24		108			108

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

	報告セグメント				その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテール事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額		10	189	199			199
当期末残高		28	1,333	1,361			1,361

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

	報告セグメント				その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	マーケ ティング 支援事業 (百万円)	リテール事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	計 (百万円)			
当期償却額		7	201	208			208
当期末残高		22	1,202	1,223			1,223

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

記載すべき重要な事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社ワイ (注)1	東京都目黒区	10	株式・不動産投資業	(被所有)直接 8.89	当社への出資	新株予約権の発行 (注)2	18	新株予約権	14
							新株予約権の行使 (注)2	419	-	-

(注)1 株式会社ワイは当社代表取締役会長吉松徹郎が議決権の100%を直接保有しております。

2 2022年8月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権であります。新株予約権の発行については、第三者機関の評価を勘案して決定しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社ワイ (注)1	東京都目黒区	10	株式・不動産投資業	(被所有)直接 11.09	当社への出資	新株予約権の行使 (注)2	498		

(注)1 株式会社ワイは当社代表取締役会長吉松徹郎が議決権の100%を直接保有しております。

2 2022年8月15日開催の取締役会の決議により発行された新株予約権の権利行使によるものであります。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	131.37円	139.38円
1株当たり当期純利益	3.69円	15.65円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	2.52円	10.42円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	275	1,214
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	275	1,214
普通株式の期中平均株式数(株)	74,607,171	77,576,037
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	34,626,121	38,998,454
(うち転換社債型新株予約権付社債)(株)	(12,422,878)	(15,267,174)
(うち新株予約権)(株)	(22,203,243)	(23,731,280)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1銘柄 潜在株式の数1,400,000株	

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2024年8月20日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第2号及び3号の規定に基づく当社定款の定めにより、「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分」を決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、2024年6月30日現在、個別決算において2,811百万円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元を含む資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額の減少及び同法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 5,490百万円のうち、2,811百万円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 2,811百万円

(3) 資本準備金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えま

す。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2.のその他資本剰余金の増加分を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填を行うものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,811百万円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,811百万円

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2024年8月20日

(2) 効力発生日 2024年8月20日

5. その他の重要な事項

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、払い戻しを行わない無償減資であるため、発行済株式総数の変更は行わず、所有する株式数及び1株当たり純資産額に与える影響はございません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アイスタイル	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	2022年 9月6日	2,500	2,500		無担保社債	2025年 9月6日
(株)アイスタイル	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	2022年 9月6日	1,500	1,500		無担保社債	2025年 9月6日
合計			4,000	4,000			

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	(株)アイスタイル普通株式	無償	262	2,500		100	自 2022年 9月7日 至 2025年 9月5日
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	(株)アイスタイル普通株式	無償	262	1,500		100	自 2022年 9月7日 至 2025年 9月5日

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
	4,000			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	450	0.59	
1年以内に返済予定の長期借入金	555	758	0.92	
1年以内に返済予定のリース債務	214	251	3.75	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,906	3,185	0.85	2025年7月～ 2029年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	255	77	3.67	2025年7月～ 2029年1月
合計	4,430	4,721		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	758	742	456	178
リース債務	75	1	1	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,449	27,117	40,980	56,085
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	355	799	1,334	1,589
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	171	482	833	1,214
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2.23	6.27	10.80	15.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	2.23	4.04	4.52	4.84

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,098	4,395
売掛金及び契約資産	1 1,104	1 1,236
商品	1	2
営業投資有価証券	454	468
未収入金	1 383	1 965
立替金	1 207	1 261
前払費用	98	107
関係会社短期貸付金	1,067	468
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	239	311
その他	1 71	70
貸倒引当金	8	11
流動資産合計	8,713	8,273
固定資産		
有形固定資産		
建物	47	31
工具、器具及び備品	5	26
リース資産	4	4
有形固定資産合計	56	61
無形固定資産		
ソフトウェア	1,730	1,645
商標権	115	99
リース資産	0	-
その他	579	552
無形固定資産合計	2,424	2,297
投資その他の資産		
投資有価証券	954	865
関係会社株式	5,004	8,020
長期貸付金	31	31
関係会社長期貸付金	1,911	1,888
繰延税金資産	291	514
その他	603	486
貸倒引当金	31	31
投資その他の資産合計	8,764	11,773
固定資産合計	11,243	14,131
資産合計	19,956	22,404

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 149	1 183
短期借入金	2 500	2 450
関係会社短期借入金	848	1,200
1年内返済予定の長期借入金	555	758
リース債務	3	1
未払金	1 538	1 1,159
未払費用	1 125	1 235
未払法人税等	62	49
契約負債	247	147
預り金	497	705
賞与引当金	328	305
その他	83	103
流動負債合計	3,936	5,296
固定負債		
長期借入金	2,906	3,185
関係会社長期借入金	560	160
リース債務	1	3
転換社債型新株予約権付社債	4,000	4,000
その他	0	344
固定負債合計	7,467	7,692
負債合計	11,403	12,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,467	5,719
資本剰余金		
資本準備金	5,239	5,490
その他資本剰余金	201	201
資本剰余金合計	5,440	5,691
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,610	2,811
利益剰余金合計	2,610	2,811
自己株式	280	280
株主資本合計	8,018	8,319
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	99	87
評価・換算差額等合計	99	87
新株予約権	436	1,010
純資産合計	8,554	9,416
負債純資産合計	19,956	22,404

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1 7,215	1 8,442
売上原価	1 921	1 926
売上総利益	6,294	7,516
販売費及び一般管理費	1, 2 7,033	1, 2 7,838
営業損失()	739	322
営業外収益		
受取利息	1 51	1 30
受取配当金	1 18	1 70
為替差益	21	
助成金収入	0	0
関係会社業務受託収入	1 0	1 0
関係会社貸倒引当金戻入額	1,517	
投資事業組合運用益	13	34
その他	20	7
営業外収益合計	1,641	142
営業外費用		
支払利息	1 82	1 64
為替差損		46
投資事業組合運用損	6	3
遊休資産諸費用	168	168
支払手数料	60	
その他	1	3
営業外費用合計	317	284
経常利益又は経常損失()	586	465
特別利益		
関係会社株式売却益	3	
新株予約権戻入益	0	0
特別利益合計	4	0
特別損失		
減損損失		85
特別損失合計		85
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	590	549
法人税、住民税及び事業税	122	126
法人税等調整額	87	221
法人税等合計	209	348
当期純利益又は当期純損失()	798	202

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	39	4.3	46	5.0
経費		881	95.7	880	95.0
売上原価		921	100.0	926	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	838	852

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	4,756	4,527	201	4,728	3,408	3,408	280	5,796	319	319	1	6,116
当期変動額												
新株の発行	712	712		712				1,423				1,423
当期純利益又は当期純損失()					798	798		798				798
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	219	219	435	216
当期変動額合計	712	712	-	712	798	798	-	2,222	219	219	435	2,438
当期末残高	5,467	5,239	201	5,440	2,610	2,610	280	8,018	99	99	436	8,554

当事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	5,467	5,239	201	5,440	2,610	2,610	280	8,018	99	99	436	8,554
当期変動額												
新株の発行	251	251		251				503				503
当期純利益又は当期純損失()					202	202		202				202
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	12	12	574	562
当期変動額合計	251	251	-	251	202	202	-	301	12	12	574	863
当期末残高	5,719	5,490	201	5,691	2,811	2,811	280	8,319	87	87	1,010	9,416

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

その他 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年から5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主として、マーケティング支援事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理していません。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	5,004	8,020
関係会社短期貸付金	1,067	468
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	239	311
関係会社長期貸付金	1,911	1,888
貸倒引当金(流動)	8	11

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社に対する投資等、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、発行会社の直近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産に所有株式数を乗じた金額をもって実質価額とするほか、発行会社の超過収益力を反映して買収した会社については、超過収益力等を反映した価額を実質価額としています。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を評価し、回収不能と認められる金額について引当金を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及び貸付金の回収可能価額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りの基礎となる将来計画の成長率の合理性を主要な仮定として、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた32百万円は、「投資事業組合運用益」13百万円、「その他」20百万円として組替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
短期金銭債権	696百万円	1,312百万円
短期金銭債務	305百万円	504百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	4,800百万円	4,800百万円
借入実行残高	500百万円	450百万円
差引額	4,300百万円	4,350百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	927百万円	1,875百万円
仕入高	748百万円	24百万円
販売費及び一般管理費	236百万円	228百万円
営業取引以外の取引による取引高	103百万円	122百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給料手当	1,831百万円	1,900百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	1,398百万円	1,213百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	1百万円
賞与引当金繰入額	223百万円	189百万円
支払手数料	444百万円	766百万円
おおよその割合		
販売費	12.0%	16.0%
一般管理費	88.0%	84.0%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年6月30日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	-	-	-
計	-	-	-

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	4,958
関連会社株式	46
計	5,004

当事業年度(2024年6月30日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	-	-	-
(2) 関連会社株式	2,673	2,370	303
計	2,673	2,370	303

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	5,300
関連会社株式	46
計	5,346

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	293百万円	223百万円
関係会社株式	227百万円	189百万円
ポイント未使用額	164百万円	211百万円
貸倒引当金	12百万円	13百万円
賞与引当金	71百万円	61百万円
営業投資有価証券	151百万円	102百万円
その他有価証券評価差額金	15百万円	18百万円
税務上の繰越欠損金	701百万円	730百万円
その他	96百万円	88百万円
繰延税金資産小計	1,730百万円	1,634百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	701百万円	512百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	673百万円	545百万円
評価性引当額小計	1,374百万円	1,056百万円
繰延税金資産合計	357百万円	578百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	66百万円	64百万円
繰延税金負債合計	66百万円	64百万円
繰延税金資産純額	291百万円	514百万円

(注) 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.5%	- %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.8%	- %
住民税均等割等	1.7%	- %
評価性引当額の増減	82.4%	- %
その他	0.9%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4%	- %

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	47			16	31	200
	工具、器具及び備品	5	27		7	26	96
	リース資産	4	4	0	3	4	5
	計	56	31	0	26	61	300
無形固定資産	ソフトウェア	1,730	1,084		1,168	1,645	2,995
	商標権	115	3		19	99	96
	リース資産	0		0			
	その他	579	1,141	1,168 (85)	0	552	1
	計	2,424	2,228	1,168 (85)	1,187	2,297	3,091

(注1) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	： マーケティング支援事業基盤	73百万円
	プラットフォーム基盤	790百万円
	リテール事業基盤	216百万円

(注2) 当期減少額の()内は内額で、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	8	11	8	11
貸倒引当金(固定)	31			31
賞与引当金	328	305	328	305

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.istyle.co.jp/index.html
株主に対する特典	毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主の皆様を対象とし、化粧品オンラインショッピングサイト「@cosme SHOPPING」商品購入時にご利用可能な割引券6,400円相当(600円相当×4枚、1,000円相当×4枚)及び「@cosme STORE」等の化粧品専門店をご利用可能なお買い物割引券(10%割引券×3枚)を贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第24期(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)2023年9月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年9月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月9日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月14日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)2024年5月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2023年9月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2024年2月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2024年9月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月26日

株式会社アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能 勢 直 子

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Glowdayz, Inc.に係るのれんの減損の認識要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されているのれん（残高1,223百万円）には、2022年6月期に株式を取得して連結子会社化したGlowdayz, Inc.ののれん973百万円が含まれており、総資産の3.5%を占めている。Glowdayz, Inc.は韓国にて、化粧品の商品情報とそれに紐づくユーザーのクチコミを中心とするビューティプラットフォーム「Glowpick」を運営し、主にマーケティング支援事業と化粧品流通事業を展開しているが、買収時の計画より実績が下回っており、減損の兆候が生じている。</p> <p>会社グループは、連結財務諸表上ののれんについて、のれんの帰属する子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としており、減損の兆候を判定している。減損の兆候が把握されたのれんについては、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計がのれんを含む資金生成単位の固定資産の帳簿価額を下回るものについて、減損の認識を行っている。結果として、経営者は減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>当該のれんの減損の認識判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、のれんの残存償却期間における事業戦略や市場データに基づく売上高の成長率及び営業利益率の予測、契約ブランド数や単価の将来見込みなどの重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため不確実性が高く、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Glowdayz, Inc.に係るのれんの減損の認識要否に関する判断の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営会議等意思決定機関で認められた事業計画に基づく経営管理部門における減損の要否の検討及び上長の承認といったのれんの評価プロセスに対する内部統制の理解、デザインと業務への適用の評価を実施した。 ・将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された予算との整合性を検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は、経営者が採用した重要な仮定と整合的に作成されていることを検証した。 ・過去の予算と実績の比較、韓国コスメ市場の状況、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施し会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、将来キャッシュ・フローの見積りの前提となるのれんの残存償却期間における事業戦略や市場データに基づく売上高の成長率及び営業利益率の予測、契約ブランド数や単価の将来見込みなどの経営者の判断に影響を受ける重要な仮定の合理性を評価した。 ・会社が作成した減損の認識要否判定資料を閲覧し、将来計画に基づく将来キャッシュ・フローの算定及びのれんの減損の認識要否に関する会社の判断の妥当性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイスタイルの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイスタイルが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 能 勢 直 子

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイルの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社はグループの経営管理機能を担っており、当事業年度の貸借対照表には、関係会社株式8,020百万円、関係会社貸付金合計2,667百万円が含まれ、総資産の47.7%を関係会社投融資が占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は非上場の関係会社株式については、発行会社の直近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産に所有株式数を乗じた金額をもって実質価額とするほか、発行会社の超過収益力を反映して買収した会社については、超過収益力等を反映した価額を実質価額としている。財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性があるとして認められる場合を除き、相当の減額を行うこととしている。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を評価し、回収不能と認められる金額について引当金を計上している。これらの会計処理の結果として、当事業年度においては、関係会社貸付金に対する貸倒引当金残高9百万円が計上されている。</p> <p>実質価額の算定に含まれる超過収益力、関係会社貸付金の回収可能性には、将来キャッシュ・フローの見積りが含まれており、将来計画における成長率の合理性等、重要な仮定が用いられている。これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式及び関係会社貸付金について、その評価の妥当性を検討するために、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社投融資の評価に関する内部統制を理解し、適切な評価プロセスが構築されていることを検証した。 実質価額の算定基礎となる各社の財務情報が直近実績を適切に反映するものであるかを確かめるため、関係会社のうち、重要な構成単位の財務諸表については必要と認める実証手続、重要な構成単位以外の構成単位の財務諸表については分析的手続を実施した。 実質価額に超過収益力が含まれる関係会社について、取得時点の事業計画と実績の比較、及び期末時点での外部環境と照らして、超過収益力の毀損の兆候の有無を検討した。 財政状態の悪化による実質価額が著しく低下していると判定され、回復可能性があるとして経営者が減額を行わなかった株式について、将来計画における成長率等の重要な仮定の合理性を過去の予算と実績の比較、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施し、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、重要な仮定の合理性を検討した。当検討結果をもとに回復可能性の判断および会計処理が適切に行われているかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。